



小山町国土強靱化地域計画 (改訂版)

令和 2 年 5 月

小山町国土強靱化地域計画

第1章	基本的な考え方.....	2
1	国土強靱化に向けたこれまでの取組.....	2
2	国土強靱化に向けたその他の取組.....	3
3	本町の地域特性.....	7
4	国土強靱化地域計画策定の趣旨.....	8
5	基本理念.....	8
6	国土強靱化の目標.....	8
7	対象とする災害.....	9
8	計画の位置づけ.....	12
第2章	起きてはならない最悪の事態と脆弱性評価.....	13
1	起きてはならない最悪の事態.....	13
2	脆弱性評価の考え方.....	14
3	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果.....	16
第3章	国土強靱化のためのプログラム推進計画.....	37
1	プログラム推進において配慮すべき重要課題.....	37
2	プログラムの重点化.....	39
3	プログラム推進計画.....	40
第4章	計画の推進.....	62
1	町の他の計画等の見直し.....	62
2	本計画の見直し.....	62
3	具体的な取組の推進.....	62
4	プログラムの推進.....	62
別紙	施策分野ごとの施策.....	63
1	施策分野.....	63
2	施策分野ごとの施策.....	63

第1章 基本的な考え方

1 国土強靱化に向けたこれまでの取組

小山町は、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系、北東方は丹沢山地、東南方は箱根外輪山・足柄山嶺の標高1,000mを超える山々に囲まれた緑豊かな自然環境と、豊富な湧水、そして田園の広がりから恵みを受け、長い歴史を築いてきた。

一方、台風等の豪雨による河川の増水などによる護岸の崩壊や土砂崩れ、道路や橋梁、農地の崩壊など、幾度となく大きな被害をこうむってきた。

また、南海トラフで発生する巨大地震や、相模トラフ沿いで発生する地震、富士山噴火などの自然災害の脅威を併せ持っている。

このような環境のもと、小山町は、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、平成28年、「小山町国土強靱化地域計画」を策定した。この地域計画を基とした各施策等について、毎年検証を重ねながら、いつ起こってもおかしくない自然災害に備えてきた。

また、「小山町国土強靱化地域計画」策定後も引き続き「小山町地震対策アクションプログラム2013」【計画期間：平成25年度から令和4年度）に基づき着実に地震対策を推進するとともに、「小山町地域防災計画」についても毎年更新を重ねながら、地震、風水害、火山、大火事、大規模事故等を対象とした防災対策に取り組んでいる。

その主要な取組は以下のとおりである。

(1) 防災協定の締結

近隣市町や県外市町との相互応援協定の締結、及び公共機関・民間事業者との支援協定の締結(災害情報提供、非常時災害放送、医療活動、社会インフラ、物資提供、物資輸送、避難所、福祉避難所等)を実施している。

(2) 広域防災協力体制の構築

けんぎわ
県 際 3 県（静岡県・山梨県・神奈川県）の市町村、及び自衛隊との協力体制を構築している。

(3) 町内各地区の被災時対応の自立と地区防災組織の強化

災害発生後の地域における自助及び相互扶助（共助）による被災者救出・救助活動、負傷者の応急手当や生活手段の確保を行うとともに、地区毎の防災士の育成、風水害等に対する地域保全のための防災活動等を推進している。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域防災力向上を図るため、女性の参画を積極的に推進している。

(4) 避難行動要支援者に対する共助体制の強化

避難行動要支援者計画に基づき、要支援者名簿の作成・更新、行政・地域コミュニティとの共有、要支援者を含む訓練等を地道に推進している。

(5) 小山町災害対策本部の機能強化と2元化

災害対策本部は、平成27年度から総合文化会館に設置することとした。なお、災害形態に応じて、引き続き本庁舎においても災害対策本部を設置できる体制をとっている。

<小山町地震対策アクションプログラム2013>

本町では、平成26年3月に、「南海トラフ巨大地震の被害想定」を踏まえた「地震対策アクションプログラム2013」（計画期間：平成25年度から平成34年度）を策定した。人命を守ることを最も重視し、地震対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせ、充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減すること、即ち「防災」「減災」を目指して対策を進めている。

「自助」「共助」「公助」の観点より、町が実施主体となるアクションはもとより、町民、事業所、各種団体等が実施主体となるアクションについても可能な限り盛り込まれている。

主要な防災・減災アクションは、以下のとおりである。

(1) 地震等から命を守る

建物等の耐震化、命を守る施設等の整備、災害応急活動体制の整備、医療救援体制の強化、災害時の情報伝達体制の強化、複合災害・連続災害対策の強化、地域防災力の強化

(2) 被災後の町民生活を守る

避難生活の支援体制の充実、救援物資等の確保

(3) 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

災害廃棄物などの処理体制の確保、被災者・被災事業者の迅速な再建のための施策

2 国土強靱化に向けたその他の取組

<「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組>

静岡県では、「「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組」（旧称「内陸のフロンティアを拓く取組」）を展開し、防災・減災機能の充実の強化を図っている。地域資源を活用した新しい産業の創出・集積（有事に強い産業基盤の構築）や新しいライフスタイルの実現の場の創出（有事に強い生活環境の確保）、暮らしを支える基盤の整備（有事に強い広域ネットワークの構築）を進めることにより、災害に強く、平時においては美しく品格のある持続的な発展が可能な安心・安全で魅力ある地域づくり、県土の実現を目指している。これは、事前復興¹考え方に基づいた地域づくりの展開で、小山町では、8地区がフロンティア推進区域に指定され、事前復興の発想も踏まえ、「三来（みらい）拠点事業」として、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めている。

(1) 再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域

木質バイオマスと太陽光のハイブリッド発電により、有事においては隣接する工業団地等へ電力を供給する仕組みを構築し、災害に強く持続可能な分散自立型の地域づくりを推進する。

地域資源である山林からの原木・間伐材を利用した木質バイオマスを中心とした、地域循環型林業によるエネルギーの地産地消を目指し、工業団地を中心とした産業拠点を整備することで地域雇用創出による地域活性化を図る。

立地企業と協定を締結し、有事の際は物資供給等、立地企業と連携した防災拠点を創出する。

¹「事前復興¹」には、二通りの意味がある。1つは、「災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること。減災や防災まちづくりの一環として行われる取り組みの一つである」と定義される。もう1つは、「発災後、限られた時間内に復興に関する意思決定や組織の立ち上げを急ぐ必要がある。そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する

基礎データの収集・確認などを事前に進めておくこと」と定義される。つまり、前者「事前に実践する事前復興」、後者が「事前に準備しておく事前復興」なものである。（山中茂樹「事前復興計画のススめこの国の明日を紡ぐ」『研究紀要「災害復興研究」』第 1 号、2009 年、181 頁）

(2) (仮称)小山パーキングエリア(以下PAと表記)・スマートインターチェンジ(以下SICと表記)を活用した地域産業集積事業推進区域

富士スピードウェイと連携したモータースポーツ関連産業の集積や観光施設の立地による地域産業の活性化を図る。

立地企業と協定を締結し、有事においては新東名高速道路（仮称）小山PA、富士スピードウェイと連携した防災拠点を創出する。

(3) 東名高速道路足柄サービスエリア(以下SAと表記)周辺を広域都市交流拠点とした土地利用事業推進区域

東名高速道路足柄SAに整備された足柄SICと連携した観光複合施設の立地による広域都市交流拠点の機能強化を図る。

立地企業と協定を締結し、有事において広域防災拠点として活用するとともに、新東名高速道路（仮称）小山PAと連携して防災機能の強化を図る。

(4) 生活と自然が調和した「富士小山わさび平地区」推進区域

自然と調和した優良田園住宅の基本方針に基づく住宅団地を整備し、雇用創出策と並行した移住定住の促進を図る。

地区内の研修所等と協定を締結することにより、地域住民や観光客の一時避難や災害復旧支援者受入機能を確保し、地域防災力の強化を図る。

(5) 南藤曲地区「家・庭一体の住まいづくり」推進区域

自然と調和した家・庭一体の住宅団地を整備し、雇用創出策と並行した移住定住の促進を図る。

防災対応力の高い住宅団地を形成するため、区域内に避難地としてのパブリックスペースを確保する。

(6) 富士山の眺望を生かした駿河小山駅周辺活性化事業推進区域

駅周辺に人の流れを創出するとともに駅利用者の安全・安心を確保するため、情報発信機能を強化し、観光情報に加え防災情報を提供する。

立地企業と防災協定を締結し、有事においては立地企業と連携した防災拠点を創出する。

(7) 富士山に抱かれた須走周辺地区観光活性化事業推進区域

観光交流の拡大のため、道の駅すばしり周辺や国道 138 号に隣接する開発用地へ観光宿泊施設の誘致を図り、新しい人の流れをつくるとともに、観光客に選ばれる地域の実現を図る。

また、有事に備え、陸上自衛隊富士学校等との連携や、地域住民と協働で防災力の強化を図るとともに、立地企業等と災害時協力協定を締結し、誘致施設を観光客の一時避難地として活用する。

(8) 「リバーガーデンタウンおやま」宅地造成区域

新たな雇用者となる若者世帯の住宅地の確保や、少子高齢化により弱体化した集落機能の維持と地域防災力の強化を進めるとともに、水と緑溢れる豊かな自然環境を生かした職住近接のゆとりある住宅団地を整備する。

避難所として利用可能な公園整備とし、公園を活用した防災イベントや自然環境保全活動等を展開することにより地域住民と新たな居住者との協働活動を活発化し、地域コミュニティを強化する。

➤ 国土強靱化に向けた取組が評価され以下の強靱化大賞を受賞している。

- ◆ 「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞 2017）」
地方自治体部門 金賞
- ◆ 「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞 2018）」
国土強靱化地域計画賞 金賞
- ◆ 「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞 2019）」
最優秀レジリエンス賞

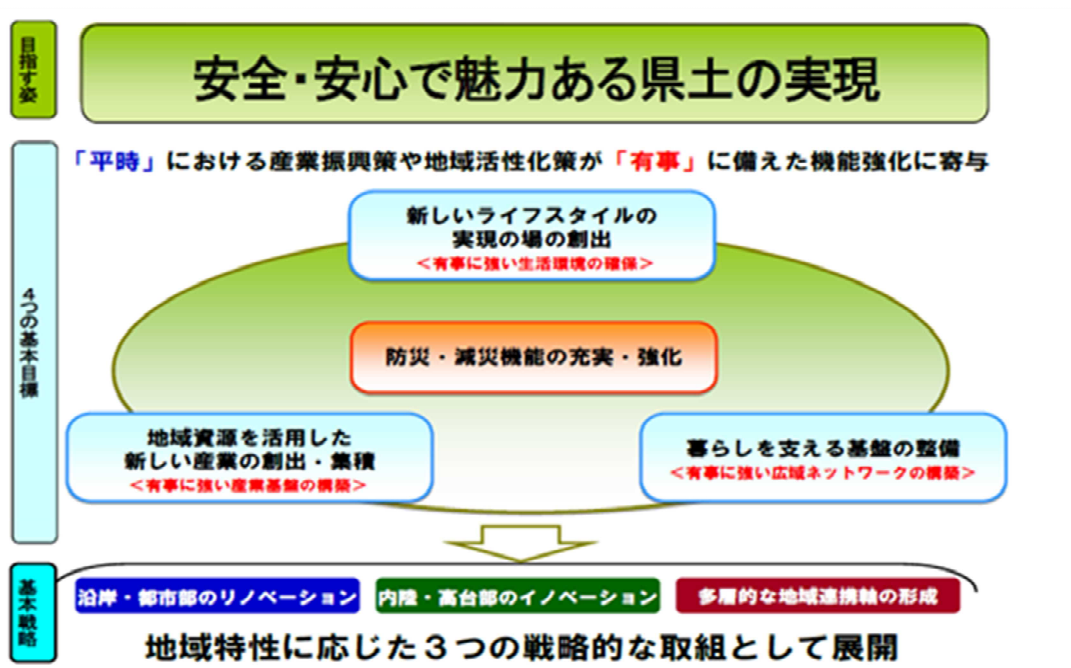


図 1

※南海トラフ巨大地震等に備えつつ、国土の利用転換を図り、「ふじのくにフロンティアを拓く取組」を加速し、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指すフォロー図



図 2

<小山町山地強靱化総合対策協議会>

平成22年の台風9号による災害発生以降、脆弱となった町内森林では山腹崩壊や火山砂礫（スコリア）土砂の流出など、山地に起因する災害が頻繁に発生する状況となっており、山地災害の復旧、予防対策工事の実施及び森林整備の推進が急務となった。

このため、本町では、平成25年6月に、「小山町山地強靱化総合対策協議会」を発足した。当協議会は、不老山地区、下谷・大沢地区、足柄地区、北郷地区、須走地区の5つのそれぞれの地域部会の活動を支援し、関係行政機関との連携を一層強化することにより、災害に強い強靱な森林づくりを目指している。

事業内容は下記のとおりである。

- (1) 継続的に活動できる組織づくりに向けた森林整備の推進
- (2) 森林整備に関する情報共有と施業集約化の推進
- (3) 林野庁による民有林直轄治山事業の促進(荒廃森林の復旧加速化)
- (4) 持続可能な地域循環型林業整備(「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」との連携)

<小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略>

平成26年11月、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」が公布された。同法では、国、都道府県、市町村のそれぞれの団体において、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等を定めることとされており、これを受け、国では同年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

本町では、平成27年10月に、国の定めた総合戦略の内容を勘案しつつ、地域の実情に応じた施策を「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度から平成31年度）として取りまとめた。当総合戦略は4つの基本目標と、これらを実現するための各施策からなるが、特に基本目標4：「様々な世代の町民が元気に安心して暮らせる環境を整備する」では、地域における防災機能の強化や三来（みらい）拠点事業による広域防災拠点等の整備等の施策を推進する。

また、国土強靱化及び地方創生の取組は、地域の豊かさを維持・向上させるという同じ目的を有している。両者の相乗効果を高めるために、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「小山町国土強靱化地域計画」は調和をとりながら推進していく。

（なお、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は、第4次小山町総合計画後期基本計画の計画期間延長に合わせ、終期を令和2年度に1年間延長している。）

小山町地勢図 図3

3本町の地域特性

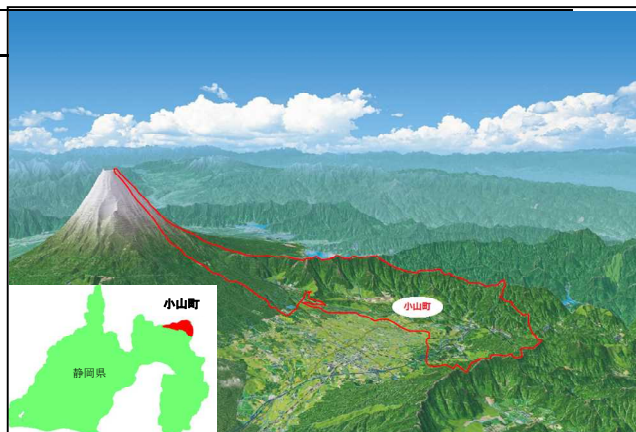
<町の自然条件>

・位置及び境域

小山町は、静岡県の中北部に位置して北西部は、富士山頂付近に達する。東は神奈川県、北は山梨県に接し、外周は三国連山系、箱根外輪山などに囲まれて東西に長くのびている。

・面積・人口等

東西	南北	面積	人口	世帯数
26.04km	13.33km	135.74 km ²	18,123 人	7,463



・地形・地質

小山町の形状は、山地に囲まれた盆地状をなし、河川は源を富士山・箱根山系に発する鮎沢川が、小山佐野川・須川・野沢川を合して東流している。地質は、宝永山から噴出した火山砂礫が厚い層をなして分布しその下部には関東ローム層に似た赤土が砂礫と交互に堆積している。

小山町内には、塩沢断層帯がある。

・気象

1月・2月にかけて寒さが厳しく、毎年多いところでは20cmの降雪を記録している。7月・8月の盛夏になっても朝夕は涼しい。降雨日数は、年間100日位、雨量は、1,700mm内外で、平均風速は約3.7m/秒である。

<町の社会条件>

・人口

令和2年4月現在の総人口は18,123人、世帯数は7,463世帯で、一世帯あたりの人員は、2.4人となっている。高齢化率は30.4%（小山町人口調査4月1日付）

平成27年に比べると、人口が1,074人の減少、世帯数が53世帯の減少である。また、高

齢化率は27.3%から3.1ポイント上昇した。

・交通

現在町内には、2本の国道と8本の県道がある。昭和44年には、東名高速道路が、昭和47年には国道246号、平成元年には、東富士五湖道路が開通した。こうした道路網の整備により交通量が増え、8月の平日最大で国道246号は一日およそ21,900台、国道138号は29,000台の利用がある。（令和元年8月調べ ※国道138号整備中）

4 国土強靱化地域計画策定の趣旨

<小山町国土強靱化地域計画の趣旨>

国土強靱化地域計画とは、どんな自然災害等が起こっても地域が機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画である。

国内においては、平成26年の御嶽山、平成30年の草津白根山の例のように、予兆のない噴火活動により多数の犠牲者がでている現状がある。

また、直近においては、令和元年10月に台風第19号の影響を受け、町内の至るところで土砂流出等の甚大な被害が発生した。

富士山噴火など突然起きるかもしれない火山活動や地球温暖化の影響を受け、ますます頻繁に発生するだろうと考えられる、異常気象現象にも対処できるようにしていかななくてはならない。

小山町では、「“ふじのくに”のフロンティア推進区域」の取組を推進するとともに、「小山町地震対策アクションプログラム2013」に基づく地震対策等、国土強靱化の施策を積極的に推進していく。

また、国や県の支援策を最大限に活用し施策を実施するとともに、町民、事業者、各種団体等による主体的な取組や協働を促し、着実に推進していく。

5 基本理念

小山町では、防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえた地域づくりを進める際に、町民・行政・民間事業者の「参加と協働」によるまちづくりの推進を図り、町民の「安全・安心」を最優先とする必要がある。このため、「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい元気で、強く、安全な地域社会の実現を基本理念とする。

6 国土強靱化の目標

国の国土強靱化基本計画に定める目標と調和を図りつつ、既に国土強靱化地域計画を策定した静岡県との連携を十分に考慮したうえで、以下を小山町の目標とした。

＜基本目標＞

いかなる災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護を最大限図る
- (2) 地域社会の重要な機能の致命的な障害の回避及び維持を図る
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- (4) 迅速な復旧復興の実現を図る

＜事前に備えるべき目標＞

- (1) 人命の保護
- (2) 迅速な救助・救急、医療活動等
- (3) 必要不可欠な行政機能の確保
- (4) 情報通信機能の確保
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- (9) 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

国土強靱化基本計画(県)

基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限に防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能の確保
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- (9) 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

7 対象とする災害

①駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する巨大地震、相模トラフ沿いで発生する巨大地震（以下、「南海トラフ・相模トラフ巨大地震等」という）、②富士山噴火、③土砂災害・水害等を含めた大規模自然災害の他、大火災、豪雪を想定した計画とする。

(1)地震

南海トラフ・相模トラフ巨大地震等のうち、小山町では相模トラフ沿いで発生する地震が最も被害が甚大で警戒が必要である。最大クラスの地震では、町域の約半分で震度7の揺れが予想される。（図4）

一方で、広域被災が予想される南海トラフ等巨大地震等が発生した場合、国などの救援等は、被害が大きい地域が優先されることから、当町が被災した場合には、一定期間自立することが求められる。

なお、昭和58年に発生した神奈川県西部地震では、小山町でも震度5を記録したことから、活断層による地震についても被害が予想される。

(2)富士山噴火

活火山である富士山は、その活動の推移に注意する必要があるとともに、富士山噴火の中でも、特に溶岩流、融雪型火山泥流、降灰を想定した対策が必要である。富士山噴火ハザードマップでは、溶岩流が町域の1/3に、降灰と小さな噴石が全町域に影響を及ぼすと予想されている。町域の67%（約9,000ha）の森林には、富士山宝永噴火時の火山砂礫

(スコリア)層が存在する。(図5)

なお、富士山火山防災対策協議会では、富士山火山ハザードマップ(改訂版)検討委員会において、新たな知見等を取り込んだハザードマップを検討中であり、今後、富士山火山防災対策協議会の防災対応等を踏まえ、本計画を見直すことがある。

(3)土砂災害・水害等

小山町内では、土砂災害警戒区域(急傾斜地)が78箇所、土砂災害警戒区域(土石流)が47箇所指定されており、降雨時や地震時の災害が予想される。

主要河川は、町の中央部を流れる鮎沢川であるが、支流の野沢川、須川、小山佐野川などの河川の被害は局地的に発生する傾向にある。季節的には、6・7月の梅雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。また、8・9月にかけては台風の接近や上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

また、町内の河川については、水位周知河川に指定されることが予定されている。

相模トラフ沿いの最大クラスの地震震度県内分布図

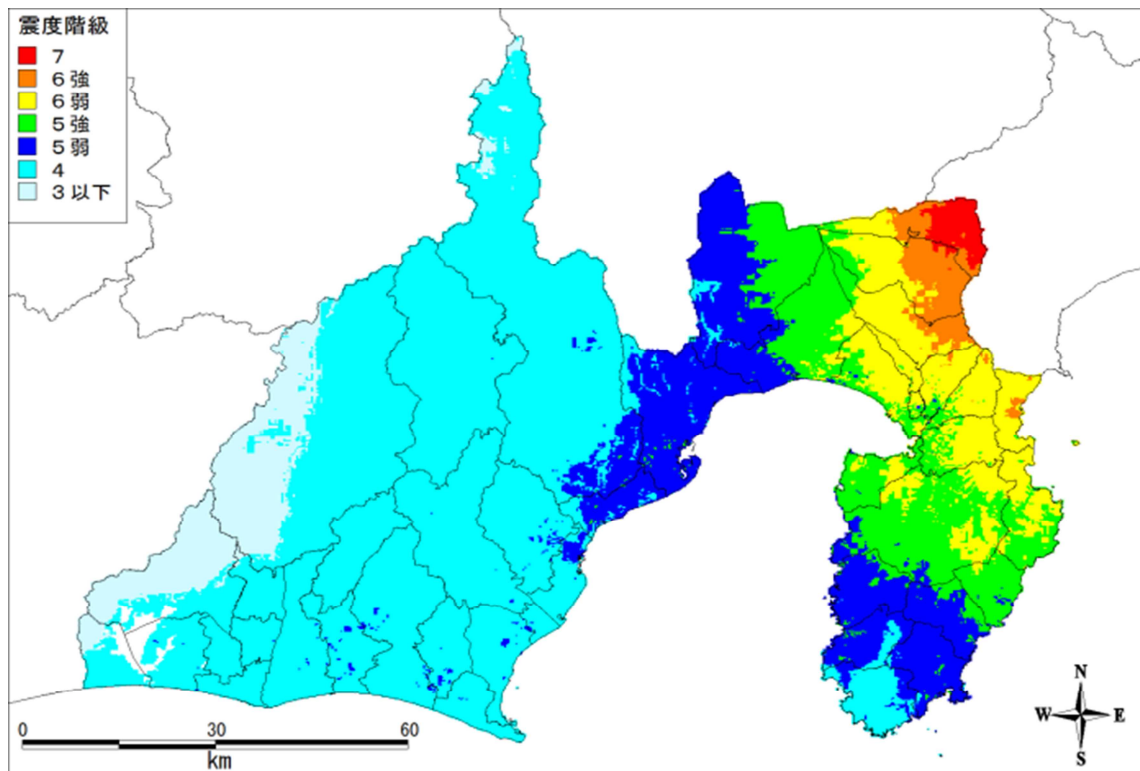


図4 (出典:静岡県第4次地震被害想定)

富士山ハザードマップによる避難対象エリア

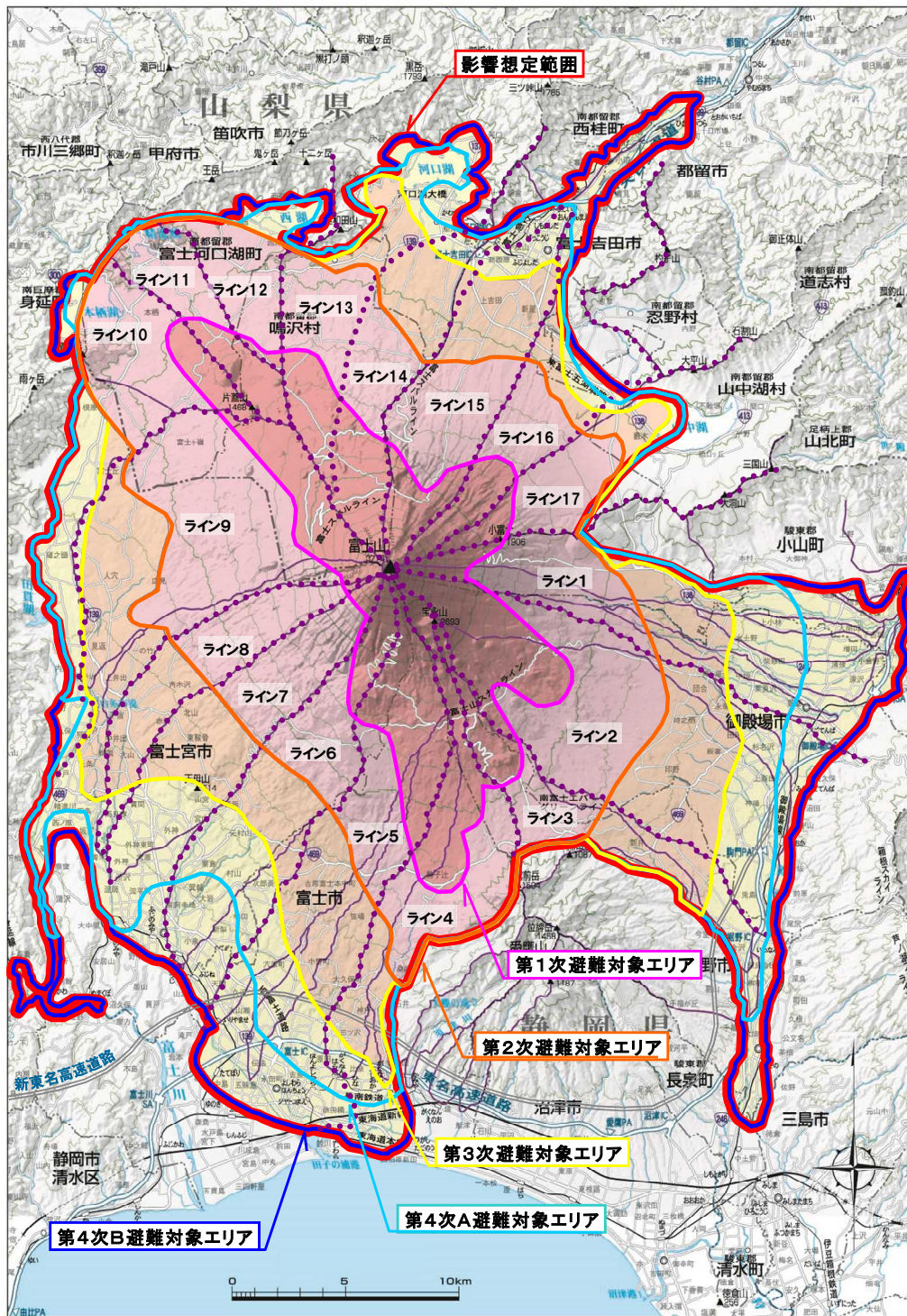
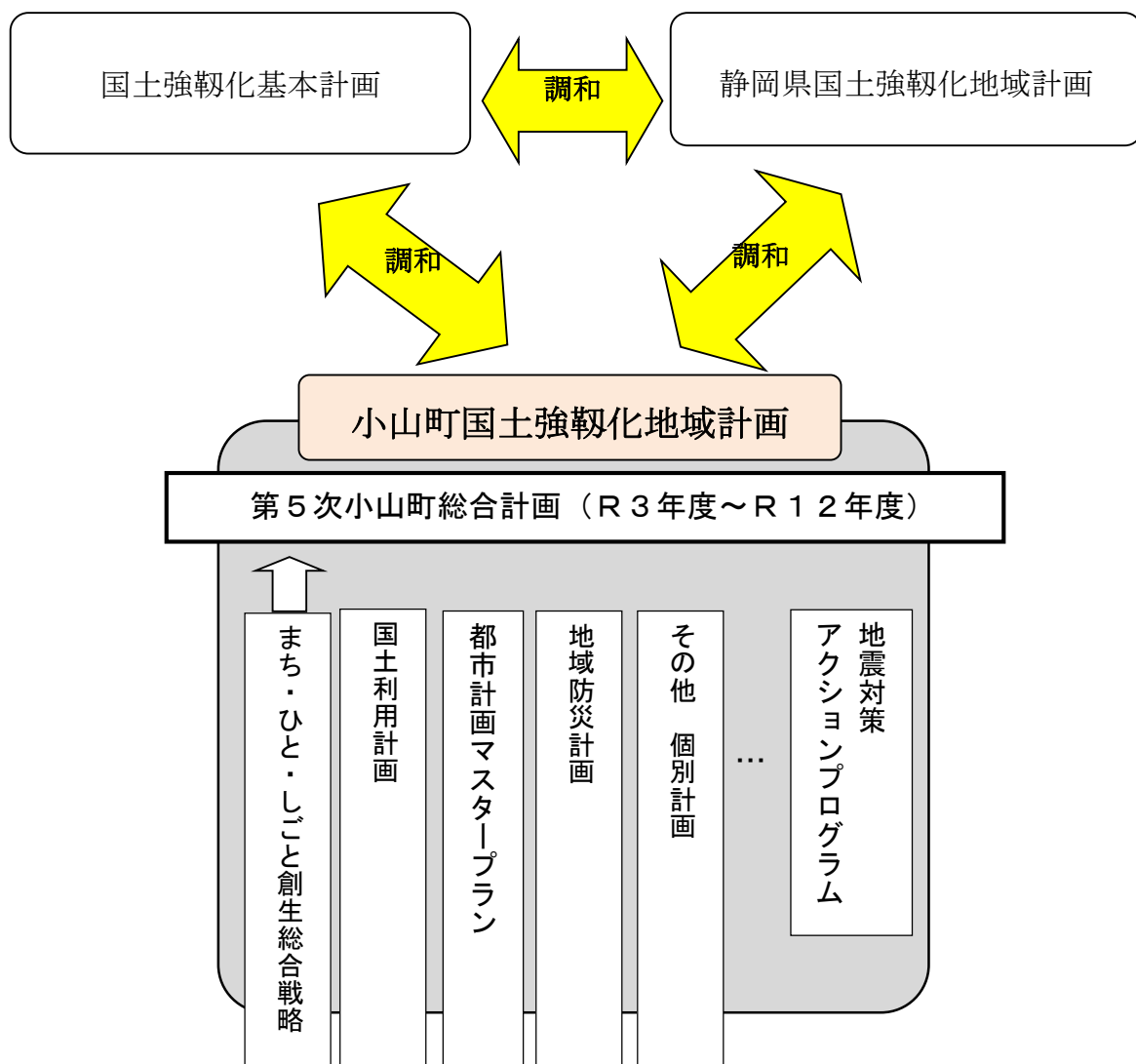


図 5 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図及び数値地図 50mメッシュ(標高)を使用した。(承認番号 平 25 情使、第 717 号)

* ハザードマップは、検討中である。

8 計画の位置づけ

本計画は、¹ 国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本町の計画等の指針となるべきものである。小山町国土強靱化地域計画の計画年度は、令和2年度から令和7年度までの6年間とする。



第2章 起きてはならない最悪の事態と脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態

国土強靱化の基本目標達成に向け、国が国土強靱化基本計画に掲げる45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町の地域特性を踏まえ、以下のとおり35項目のリスクシナリオを設定した。

<起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)>

- (1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
- (2) 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
- (3) 異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雪等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
- (4) 住宅密集市街地や不特定多数が集まる施設での大火災発生による多数の死傷者の発生
- (5) 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (6) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- (7) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- (8) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- (9) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途
- (10) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
- (11) 医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
- (12) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- (13) 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態
- (14) 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
- (15) 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
- (16) 被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生
- (17) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- (18) テレビ・ラジオ放送の中継停止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- (19) サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下
- (20) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- (21) 食料等の安定供給の停滞
- (22) 電気、石油・LPガスサプライチェーンの機能の長期にわたる停止
- (23) 上水道等の長期間にわたる供給停止
- (24) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- (25) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (26) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- (27) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
- (28) 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
- (29) 森林等の荒廃による被害の拡大
- (30) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (31) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (32) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (33) 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
- (34) 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
- (35) 企業・住民の流出等による地域活力の低下

2 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することは、必要な施策の効率的かつ効果的な実施につながることから、国土強靱化を進める上で必要不可欠なプロセスである。

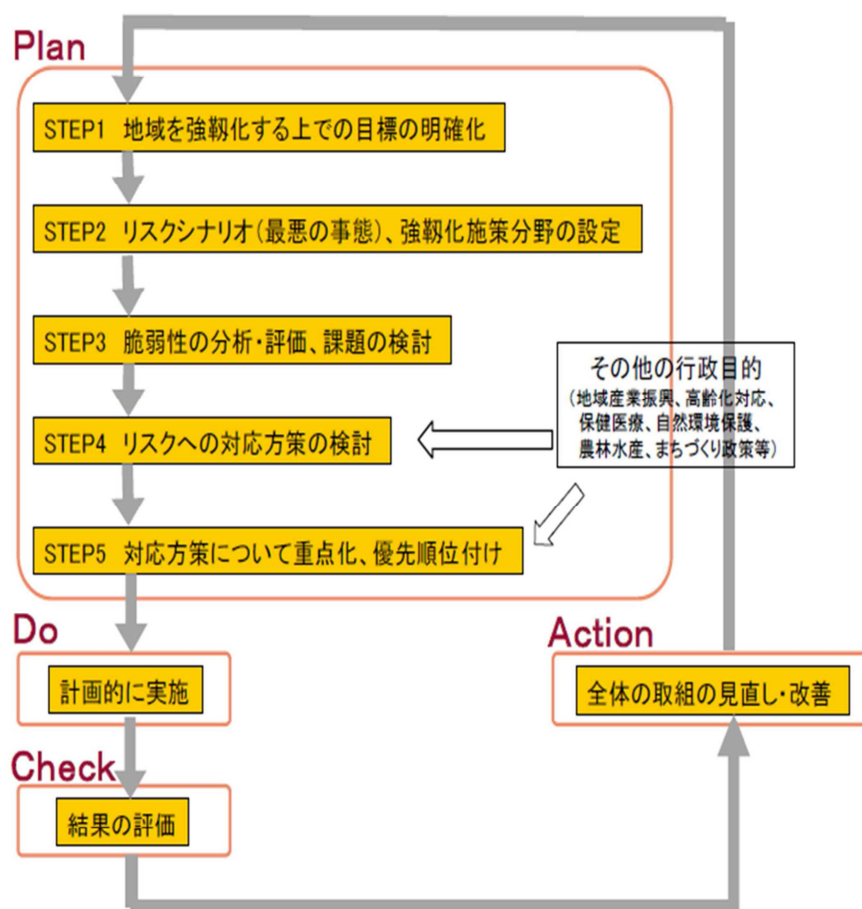
国土強靱化基本計画においては、この規定に基づき実施された脆弱性の評価結果を踏まえ、施策の推進方策が取りまとめられている。

小山町における国土強靱化地域計画を策定するにあたり、施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国、県、先進他市が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

また、平成28年度からは、国土強靱化推進委員会により各施策の進捗状況を評価し、本改訂では、各年の評価の結果を反映した。

【計画策定の流れ】

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方針の検討
- STEP 5 対応方策の重点化、優先順位付け



※下記に、「事前に備えるべき目標」ごとの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を参考までに示す。

参考

事前に備えるべき目標ごとの起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
	1-3	異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雪等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
	1-4	住宅密集市街地や不特定多数が集まる施設での大火災発生による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中継停止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、石油・L P ガスサプライチェーンの機能の長期にわたる停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-2	貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3	森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下
	9-2	学校における地域学習と防災教育の拡充と継続

3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために必要な事前防災、及び迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状(*1)と課題を「脆弱性評価結果」として以下にまとめた。

*1：現状とは令和元（R1）年度末で、一部策定時も含む

表の凡例 (R1)：令和元年度末の意味

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
〔住宅の耐震化率向上〕 ○住宅の耐震化は居住者の生命、財産を守ることに加え、被災者の減少は発災後の早期復興にもつながることから1棟でも多くの耐震化が早期に図られることが必要である。 【昭和56年5月以前に建設された木造住宅で耐震性が確保された住宅の割合 80%(R1)】 【防災ベッドの普及 0%(R1)】 〔家具の転倒防止・ガラスの飛散防止等の家庭内対策〕 ○地震による家具類の転倒での死傷者の発生を防ぎ、自らの命を守るため、家具の固定は重要である。しかしながら、家具類を固定（家庭内の一部を含む。）している町民の割合は、6

6 %（令和元年度末）であり、ガラスの飛散防止を含め、さらなる家庭内対策を図る必要がある。

【家具類を固定している町民の割合	66.4%(R1)】
【家庭内安全対策の啓発	6 件(R1)】

〔避難行動要支援者、町内在住外国人の安全確保〕

○避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進、避難行動要支援者避難支援プランの整備等を継続する。

○町内在住外国人の防災訓練への参加等を促進する必要がある。

【地域防災訓練において避難行動要支援者が参加した自主防災会の割合	100%(R1)】
【地域防災訓練等を活用した町内在住外国人のための防災研修の実施	継続】
【避難行動要支援者名簿の更新	100%(R1)】
【自主防災組織による避難支援計画の作成支援	0%(R1)】

〔地域消防力の確保〕

○大規模地震が発生した場合には、町内で大火災など多様な被害が発生する。町民への避難広報及び避難誘導等が必要であるが、消防団等の要員の確保率は未達であり、非番消防職員や消防団員の非常招集等の備えが必要である。

【救急救命士の確保率	89.2%(R1)】
【消防団員の確保率	84.6%(R1)】
【消防団員の非常招集訓練の実施（年1回以上）	2 回(R1)】

〔消防施設・設備の整備〕

○地震発生時には、防火水槽が破損する可能性があるため、耐震性貯水槽の設置が必要である。

○大規模地震災害や火災から人命の保護を図るためには、平時から常備消防用防災資機材を整備しておく必要がある。

【耐震性貯水槽の整備率	83.7%(R1)】
【常備消防用防災資機材の整備率	100%(R1)】
【消防団用防災資機材の整備	76.0%(R1)】

〔事業所の防災意識の向上、防災教育の充実〕

○各事業所の被害を最小限にするため、各事業所の防災意識の向上を図るとともに、南海トラフに関する情報（臨時）発表時の対応や従業員の防災教育の充実を図る必要がある。

【地震防災対策の啓発	0 件(R1)】
------------	----------

〔事業所等の地震対策強化〕

○各事業所の被害を最小限にするため、各事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）を促進する必要がある。

【地震防災応急計画策定の啓発	0 件(R1)】
----------------	----------

〔町有公共建築物（公立学校の校（園）舎・体育館等を除く）の耐震化〕

○公共建築物の耐震化は、建築物の倒壊を防ぐとともに、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進める必要がある。

【町有施設公共建築物（小中学校を除く）（104 棟）の耐震化率	94.2%(R1)】
〔公立学校の校（園）舎・体育館等の耐震化等の災害対策の推進〕	
○公立学校の校（園）舎等の耐震化は、倒壊や天井落下を防ぎ、児童・生徒の安全を確保するとともに避難所を確保することなど、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進める必要がある。	
【こども園の耐震化率	85.7%(R1)】
【小・中学校の耐震化率	100%(R1)】
【幹線道路整備・橋梁等長寿命化修繕】	
○幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、避難時のルートを確認する。また、狹隘町道において緊急車両の通行が可能となるよう幅員の確保が必要となる。	
【町道整備事業計画の計画的な推進（L=16.5km）	0%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検（3 基）の計画的な実施	100%(R1)】
【橋梁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【舗装修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【法面・擁壁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
〔空き家等の適正管理〕	
○管理が不十分な老朽空き家について、除却や適性管理の指導等の対策が必要である。	
【危険空き家の指導件数	12 件(R1)】

1-2 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	
〔情報伝達体制の整備〕	
○平成26年9月の御嶽山の噴火では、噴火警戒レベルが引上げられないまま突然の噴火で多くの犠牲者が発生した。また、平成30年の草津白根山でも噴火による犠牲者が発生した。命を守るためには、噴火口から迅速に避難することが必要であり、国からの危険情報を登山者等にまで迅速かつ効果的に伝達できるシステムを県と連携しつつ構築する必要がある。	
【災害対策本部における衛星携帯電話の整備	100%(H25)】
【防災行政無線(同報系)及び戸別受信機のデジタル化	0%(R1)】
【山小屋との情報伝達体制の整備(簡易無線機・戸別受信機)	100%(R1)】
【登山者及び山小屋への情報伝達訓練の実施	1 回(R1)】
〔防災訓練の実施、避難計画の検証と住民への周知〕	
○富士山噴火避難計画の実効性を高めるため、富士山火山防災対策協議会と連携し、避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の住民への周知に努める必要がある。また、山小屋では、平成29年度に全ての施設で避難確保計画の作成を完了し、避難促進施設に指定したことから、避難確保計画の見直しや訓練を実施することが必要である。	
【広域避難計画や富士山噴火に係る町避難計画に基づく避難訓練の実施	0%(R1)】
【避難対象となる住民等へ継続的に避難計画を周知(説明会開催)	35%(R1)】
【関係機関共同による富士山火山の防災対策を推進する協議会参加	100%(R1)】
【避難確保計画の見直し及び訓練の実施	1 回(R1)】
〔富士山須走口五合目の再整備〕	

○須走口五合目に、噴火等災害時の登山者や観光客の避難、登山情報の提供等の機能を持った「情報提供施設」や、周辺の駐車場、歩道等の面的整備を実施する必要がある。

【須走口五合目の防災機能を高めるため、「情報提供施設」「駐車場」「歩道」など整備 継続】

1-3 異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雪等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

〔地域消防力の確保〕

○大規模な土砂災害、水害、豪雪等が発生する恐れがある、また発生した場合には、町民への避難広報、避難誘導及び人命救助等が必要であるため、救急救命士や消防団員の継続的な養成・確保が必要である。特に、速やかに消防団員に情報伝達ができるよう、伝達手段の多重化、充実を図る必要がある。

○大規模な土砂災害、水害、豪雪等から人命の保護を図るためには、平時から消防用防災資機材を整備しておく必要がある。

【救急救命士の確保率	89.2%(R1)】
【消防団員の確保率	84.6%(R1)】
【常備消防用防災資機材の整備率	100%(R1)】
【消防団用防災資機材の整備率	76.0%(R1)】

〔森林の適正な整備〕

○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）が損なわれる恐れがあり、台風等の強風による風倒木被害が懸念される。このため、鳥獣害対策を徹底したうえで、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

【山地災害を防止するための森林の間伐面積（年間） 50a/年（R1）】

〔治山対策〕

○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）が損なわれる恐れがあり、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。

【山地災害の安全対策が必要な地区の治山対策の推進 継続】

〔普通河川対策〕

○集中豪雨等により、普通河川が氾濫すると被害が拡大する恐れがあるため、定期的な点検や修繕により、普通河川の適正管理を図る必要がある。

〔災害に強いまちづくり（急傾斜地崩壊防止対策）〕

○急傾斜地崩壊防止対策事業の実施により、急傾斜地指定区域における土砂災害を防止する必要がある。

【事業計画に基づき急傾斜地崩壊防止対策事業を継続実施】

【住宅・建築物安全ストック形成事業（小山町既存建築物耐震性向上事業、小山町木造住宅耐震補強助成事業）の促進】

【プロジェクト TOKAI-0（小山町既存建築物耐震性向上事業、小山町木造住宅耐震補強助成事業）の促進】

〔地域・地区防災計画の整備・更新と訓練の実施〕

○土砂災害から命を守る家庭内避難（垂直避難）など、命を守る取組のパンフレット等による周知を図る必要がある。

【出前講座に等による啓発

4 件(R1)】

〔警戒避難体制の整備、危険箇所の周知、防災訓練の実施〕

○町においては、土砂災害（特別）警戒区域 1 2 5 箇所（急傾斜地 7 8 箇所、土石流 4 7 箇所）が指定されており、警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練等の実施等の対策を進める必要がある。

上記土砂災害警戒区域内には、要配慮者利用施設が立地しており、同施設管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに情報伝達体制を整備する必要がある。

【全自主防災会の地区防災計画の作成	100% (R1)】
【ハザードマップの作成及び配布	100% (R1)】
【消防団、自主防災会に対する水防訓練	継続】
【土砂災害危険地域の住民に対する啓発・訓練実施	継続】
【上記訓練への自主防災会の参加率の向上	継続】
【施設管理者による避難確保計画の作成（指定施設 4）	25% (R1)】
【施設管理者による避難訓練の実施（指定施設 4）	25% (R1)】
【施設管理者との情報伝達体制の整備（指定施設 4）	25% (R1)】

〔鮎沢川（支流を含む。）の水位周知河川の指定〕

○鮎沢川（支流を含む。）が水位周知河川に指定された場合、浸水害想定地域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等の対策を進めるとともに、浸水害想定地域内の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに情報伝達体制を整備する必要がある。【指定後、施策を推進】

【浸水害危険箇所の的確な把握及び地域防災計画の見直し・改善】	未指定のため 0% (R1)
【防災体制の充実(防災意識の啓発)	
【避難行動要支援者名簿の更新】	
【自主防災組織による避難支援計画等の作成支援】	
【地域住民への周知、避難訓練の実施等】	
【ハザードマップの作成及び配布】	
【浸水害想定地域内の住民等に対する啓発】	
【消防団、自主防災会に対する水防訓練】	
【浸水想定地域の住民に対する訓練実施】	
【上記訓練への自主防災会の参加率の向上】	
【施設管理者による避難確保計画の作成】	
【施設管理者による避難訓練の実施】	
【施設管理者との情報伝達体制の整備】	

〔豪雪による除雪体制の整備〕

○豪雪により、主要幹線道路の除雪が滞り、交通渋滞や一部の地域で孤立する恐れがある。
このため、平素から除雪体制を整備しておく必要がある。

【建設業協会との連絡体制の確立

継続】

〔農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策〕

○集中豪雨等により、集落や農地等へ浸水し、被害が拡大する恐れがある。このため、機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

【ため池の耐震化

継続維持】

1-4 住宅密集市街地や不特定多数が集まる施設での大火災発生による多数の死傷者の発生

〔地域消防力の確保、住民・事業所への啓発〕

- 住宅は木造住宅が多く、かつ住宅地では密集しており、住宅等の火災が発生した場合、秋から冬にかけて乾燥した気象条件下では、大規模な火災に進展する恐れがある。また発生した場合には、町民への広報、迅速な消火活動及び、状況により、避難誘導が必要であるため、消防団員の継続的な養成・確保が必要である。特に、速やかに消防団員に情報伝達ができるよう、伝達手段の多重化、充実を図る必要がある。
- 大規模な火災から人命の保護を図るためには、平時から消防用防災資機材を訓練して整備しておくとともに、有事の際に備え、迅速な対応ができるようあらかじめ計画を定めておく必要がある。
- 火災予防に対する住民への啓発や事業所、施設管理者への指導が必要である。

【消防団員の非常招集訓練の実施(年1回以上)	2回(R1)】
【消防団員の確保率	84.6%(R1)】
【常備消防用防災資機材の整備率	100%(R1)】
【消防団用防災資機材の整備率	76.0%(R1)】
【個別警防計画の作成	100%(R1)】
【住民への啓発(年2回以上)	2回(R1)】
【事業所及び施設管理者への指導【防火管理者への抽出指導】	実施(R1)】
【住宅用火災報知機の設置率の向上(年2回以上啓発)	2回(R1)】

1-5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

〔災害関連情報の伝達手段の多様化、高度化〕

- 震災、風水害、異常降雨等多様な災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系・移動系）、災害情報共有システム（Lアラート）、エリアメール、緊急速報メール、登録制メール（金太郎メール）、Yahoo!との協定による情報発信など多様化に努めているところであるが、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施により、システムの検証と住民への周知を促進する必要がある。

【各家庭への戸別受信機(デジタル)の設置率	0%(R1)】
【災害対策本部における衛星携帯電話の整備	100%(R1)】

〔防災意識の向上〕

- 自然災害による被害を軽減するためには、町民一人一人が自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。
- このため、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練など多様な対策を実施するとともに、各中学校区での防災教育連絡会、学校の通学合宿等での防災講話など、各種機会を活用し防災意識の向上を図る必要がある。

【町立こども園、小・中学校（3地区）と地域が連携した「防災教育推進のための連絡会議」の開催	3回(R1)】
【町立こども園、小・中学校（3地区）と地域が連携した防災活動（防災訓練）の実施	3回(R1)】
【自主防災会役員または防災士の女性がいる区の率	47.5%(R1)】
【男女共同参画の視点を入れた防災講座の開催	0%(R1)】

〔地域防災訓練の充実・強化〕

○地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の向上を図るため、DIG¹、HUG²、イメージTEN³などを取り入れるほか、各孤立地域、地区の避難マップとそれに基づく訓練や各自主防協働による合同訓練等により、避難行動要支援者及び児童・生徒も含めた町民の地域防災訓練への参画を促進する必要がある。

【自主防災組織における地域防災訓練の実施率	100%(R1)】
【小・中学生の地域防災訓練への参加	継続】

〔防災行政無線（同報系）のデジタル化〕

○防災行政無線（同報系）は、各家庭における、災害発生時の重要な情報受信設備である。確実な避難誘導を行うため、防災行政無線（同報系）及び戸別受信機のデジタル化を令和6年度までに整備する。

【防災行政無線（同報系）のデジタル化	0%(R1)】
--------------------	---------

〔消防救急無線の高度化〕

○消防救急無線は、災害発生時の重要な情報受発信設備であり、確実な避難誘導や被災状況を確認するため、消防救急無線のデジタル化を推進する必要がある。

【消防救急無線のデジタル化	100%(R1)】
---------------	-----------

〔避難路の整備〕

○災害時における広域避難地・一次避難地への避難路となる道路の整備が必要となる。

【町道整備事業計画の計画的な推進（L=16.5km）	0%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186橋）の計画的な実施	100%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検（3基）の計画的な実施	100%(R1)】
【橋梁修繕計画の計画的な推進	0%(R7)】
【舗装修繕計画の計画的な推進	0%(R7)】
【法面・擁壁修繕計画の計画的な推進	0%(R7)】

2 大規模自然災害発生直後から 救助・救急、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

〔食料・飲料水等の備蓄促進〕

○町では、食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、町民に対して7日以上の食料、飲料水の備蓄を呼びかけているが、ほとんどの家庭では不十分な状況である。様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法などの周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。事業所においては、遠距離通勤の従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、

DIG¹ 災害図上訓練の一つであり、災害想像ゲーム(Disaster Imagination Game)の略称である。ワークショップ式で、地図上に地域の危険箇所等を記入することで、災害時に発生しうる被害を可視化し対応を考えていく訓練。

HUG² 避難所運営ゲーム(Hinanzyo Unei Game)の略称である。避難所の運営方法を検討することを目的として、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が記載されたカードを、避難所となる体育館や教室に見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるか等の避難所の運営を疑似体験するゲーム。

イメージTEN³ 自主防災組織図上訓練(Image Training & Exercise of Neighbourhood)の略称である。自主防災組織本部の活動について、時系列に沿って具体的に課題を検討することで疑似体験する訓練である。

必要な備蓄を促す必要がある。学校においても、児童・生徒を保護者へ引き渡すまで学校にとどまる場合に備え、食料・飲料水の備蓄を進める必要がある。併せて在宅避難者への対応を整備する必要がある。

【7日以上食料・飲料水の備蓄の啓発（町民）】	11件(R1)】
【飲料水・食料の備蓄の啓発（事業所）】	0件(R1)】
【自主防災組織による備蓄の促進（補助申請件数）】	31件(R1)】
【町の緊急物資（食料）の備蓄量】	71%(R7)】
【町の緊急物資（食料以外）の備蓄量】	45%(R1)】

〔救援物資受け入れ体制の整備〕

○県の受援計画及び町の地域防災計画に基づく救援物資の受け入れ体制について、訓練等を通じて検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体、事業所等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い。必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

【受援計画の策定】	0%(R1)】
-----------	---------

〔応急給水体制の整備〕

○日本水道協会や県、また東部4市2町の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援の確立を目的とした協定があり、情報交換や訓練を実施し連携体制を強化する必要がある。

【水道災害時に、給水応援・復旧対策に対する協定の締結】	4件(R1)】
【水道の復旧工事等民間事業者との協定の締結】	0件(R1)】

〔都市公園の避難地としての防災機能強化〕

○都市公園は、緊急時の避難地など防災上重要な役割を担っていることから、適切に保全、活用しオープンスペースを確保する必要がある。

【町民一人当たりの都市公園面積】	6.6㎡/人(R1)】
------------------	-------------

〔都市計画道路の整備〕

○都市計画道路整備を行うことで高規格幹線道路等との道路ネットワークを構築することができ、防災上、安全で快適な生活道路を確保する必要性がある。

【「道路網が便利で快適である」と回答する町民の割合】	26%(R1)】
----------------------------	----------

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

〔孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施〕

○道路の寸断等により孤立した場合に備え、双方向の通信手段を確保するとともに、災害時に物資等の搬送や負傷者の搬出のために住民によるヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

【双方向の通信手段である防災行政無線(移動系)の全地区への設置率】	100%(R1)】
【孤立地域(8集落)へのヘリ誘導に係る資料の配布】	0%(R1)】
【孤立地域(8集落)におけるヘリ誘導訓練の実施】	0%(R1)】

〔橋梁等の長寿命化〕

○災害時における孤立地域の発生を防ぐ幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進する必要がある。

【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施 【橋梁修繕計画の計画的な推進）	100% (R1)】 0% (R7)】
〔迂回路となりうる林道の整備、維持・管理〕 ○幹線道等の通行不能により、孤立地域が発生する恐れがある。このため、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を進める必要がある。	
【林道台帳の整備率 【林道橋の個別施設計画の策定率 【孤立地域迂回路の整備	100% (R1)→継続)】 0% (R1)】 0% (R1)】
〔都市公園等の防災機能強化〕 ○都市公園は、孤立地域における緊急患者の輸送や緊急物資の一時集積地、避難地など防災上重要な役割を担っていることから、適切に保全、活用しオープンスペースを確保する必要がある。	
【町民一人当たりの都市公園面積 【防災公園として整備された公園の割合	6.6 m ² /人 (R1)】 0 箇所 (R1)】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
〔自衛隊、警察、消防等との連携強化〕 ○災害時の支援を効果的に受け入れるため、各種訓練での協働、連絡会議等での意見交換等を行うことにより、連携及び受援体制の強化を図る必要がある。	
【受援計画の作成	0% (R1)】
〔地域防災力の充実・強化〕 ○広域災害では、支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。このため、防災資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取り組みを促進する必要がある。	
【1 名以上の防災士を配置する行政区数 【自主防災リーダー研修参加者数 【自主防災組織（40 組織）の資機材充実（補助申請件数）	80% (R1)】 33 人 (R1)】 31 件 (R1)】
〔消防団員の能力向上〕 ○大規模災害発生時には、消防団の防災活動が、地域住民の命を守る上で、重要な役割を担っていることから、能力向上のために各種災害を想定した訓練を実施する必要がある。消防車輛の大型化により進入できなくなる「消防活動困難区域」を増やすこともあるため、消防団活動が一層重要になる。	
【幹部教育・専科教育・指導員研修 【消防団員の各種訓練	100% (R1)】 継続】
〔消防施設・設備の整備〕 ○新東名高速道路の開通など小山町の社会環境の変化や消防車等の高機能化・大型化に対応するため、老朽化した小山消防署を建て替える必要がある。 ○老朽化した消防団車庫詰所(1 分団、7 分団)の改築や耐震性貯水槽を整備する必要がある。	

【小山消防署の建て替え	0% (R1)】
【老朽化した車庫詰所の改築（1 分団、7 分団）	71.4% (R1)】
【耐震性貯水槽の整備	83.7% (R1)】

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
〔ライフライン機関との連携強化〕	
○エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、ライフライン関係事業者との協定締結を進めるとともに、平時から連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。	
【ライフライン関係事業者との協定の締結	0 件 (R1)】
【ライフライン関係事業者との連絡会議へ参加	100% (R1)】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足	
〔事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者対応のための協定締結〕	
○大規模災害発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員及び観光客等を止めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄及び観光客等の一時的な避難所としての協定を促進することが必要である。富士スピードウェイ、道の駅「ふじおやま」・「すばしり」、（仮称）小山PA、足柄SA、富士山五合目等に人が滞留するリスクがある。	
【民間事業者との協定締結	45 件 (R1)】
〔道の駅の防災拠点化〕	
○大規模災害発生時において、観光客等の一時滞留者が当面の間留まることができるよう、駐車場の拡幅、防災備品の備蓄及び防災情報の提供などの施設を充実することが必要である。	
【道の駅「ふじおやま」・「すばしり」の防災拠点化着手率	0% (R1)】

2-6 医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
〔災害時医療救護体制の整備〕	
○災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーターとの連絡調整をする。医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ災害拠点病院と災害時の医療救護体制や医師や看護師派遣による人材確保等を図る必要がある。	
【医療救護訓練回数	年 1 回 (R1)】
【救護所資機材の更新・充実	100% (R1)】
【救護病院(2 病院)における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の回数	年 1 回 (R1)】
〔DMAT などの受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制の整備〕	
○町の病院の被災及び医師の不足などが予想されるため、DMAT の受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制を整備する必要がある。	
【地震対策オペレーションにて救護班要請訓練の実施	年 1 回 (R1)】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
〔防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発〕	
○感染症の発生防止・防疫対策を一日でも早く取り組めるように県と市町が連携し、広域的に	

対応できる支援体制及び平常時より県マニュアルに基づき町のマニュアルを整備するとともに、発災後は、被災地において感染症予防の啓発を継続的に実施することが必要である。 ○新型コロナウイルスのパンデミック期に対し、避難所への避難者を減らし在宅避難を増やす。また使用できる施設のリストアップや民間事業者との協力体制、学校の余裕教室活用などの避難所対策の検討も必要である。	
【予防接種率	MR1 期 100%、MR2 期 98.1%(R1)】

2-8 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態	
〔避難所の安全確保〕	
○避難者の安全の確保を図るため、避難所等建物の応急危険度判定の態勢を強化するとともに、天井脱落防止、非常電源を確保し避難所の安全性の確認・強化の実施をするほか、避難所運営体制を整備する必要がある。	
【避難所の天井落下防止基準適合率	100%(R1)】
【地域住民・防災担当者・学校との連絡会議実施率	100%(R1)】
【避難所等への発電機の整備	100%(R1)】
【避難所で使用する資機材等を収納する防災倉庫を整備	60%(R1)】
【避難所で使用する備蓄品の備蓄率	45%(R1)】
〔福祉避難所の指定及び施設の充実〕	
○社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」としての協定締結及び施設の充実を促進するとともに、指定避難所に要配慮者スペースを確保するなど、町の福祉避難所の資機材の充実とともに避難所の安全性の確認・強化の実施を図る必要がある。	
【福祉避難所マニュアルの作成	0%(R1)】
【指定避難所における要配慮者スペースの確保【東部モデル】）	100%(R1)】
【社会福祉施設等との協定の締結	4 件(R1)】
【宿泊施設等との協定締結【賀茂モデル】	2 件(R1)】
【福祉避難所等に必要な備蓄品の備蓄率	58%(R1)】
【福祉避難所の運営体制の整備	継続】
〔避難所として指定された町の公共施設の機能の充実〕	
○避難所として指定された町の公共施設の情報機能・機器の充実や生活関連施設などを整備し、避難所としての機能を充実する必要がある。	
【避難所の老朽箇所等の改修	継続】
【情報機器の整備(Wi-Fi・BS アンテナ)	100%・55%(R1)】
【非常用電源・スマホ充電器の確保	30%・0%(R1)】
〔自主防災組織による避難所運営能力の向上〕	
○避難者の安全確保のため、自主防災組織による HUG 等の訓練を促進し、防犯対策を含めた避難所運営能力の向上が必要である。	
【避難所運営訓練の毎年実施	3 件(R1)】
【福祉避難所の運営訓練の毎年実施	1 件(R1)】
〔動物救護体制の整備〕	
○災害時におけるペットの保護のため、動物救護体制の整備や同行避難時に必要なペット用品の備蓄などの啓発を図る必要がある。	
【指定避難所でのペットスペースの確保	100%(R1)】

【同行避難に関する啓発	1 件(R1)】
2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態	
〔道の駅の防災拠点化〕	
○大規模広域災害時においては、東名・新東名高速道路及び国道 246 号、国道 138 号は、受援物資、応援部隊等の重要な進出経路であり、小山町における効果的な受援体制を確立するために、道の駅「ふじおやま」・「すばしり」を広域防災拠点として整備する必要がある。	
【道の駅「ふじおやま」・「すばしり」の防災拠点化率	0%(R1)】
〔幹線道路や都市計画道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕〕	
○救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態を防ぐため、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進する必要がある。また、都市計画道路整備事業等による、防災上安全で快適な生活道路を確保する必要がある。	
【町道整備事業の計画的な推進 (L=16.5km)	0%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検 (186 橋) の計画的な実施	100%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく大型カーポート点検 (3 基) の計画的な実施	100%(R1)】
【橋梁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【舗装修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【法面・擁壁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
〔道路啓開体制の整備〕	
○緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携により、情報収集・共有・提供などのほか、事業者との初動体制を確立するなど、必要な体制整備を図る必要がある。	
【豪雪、土砂災害等気象災害時に及び地震災害災害時における初動方針の検討	継続】
【町建設業協会との連絡初動体制の確立	100%(R1)】
〔ヘリポートの活用に関する検証〕	
○緊急輸送路途絶し、孤立地区が発生した場合において、ヘリコプターを有効に運用するため、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。	
【拠点ヘリポート離発着訓練	年 0 回(R1)】
【孤立地域 (8 集落) におけるヘリ誘導訓練の実施	年 0 回(R1)】
〔災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化〕	
○道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。	
【民間事業者との協定締結	4 件(R1)】
【協定事業者の地震防災応急計画の策定率	0%(R1)】
〔迂回路となりうる林道の整備、維持・管理〕	
○幹線道等の通行不能により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない恐れがある。このため、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を進める必要がある。	
【林道台帳の整備率	100%(R1)】
【林道橋の個別施設計画の策定率	0%(R1)】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
〔町の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化〕	
○防災拠点庁舎の更なる耐震性の強化や地震に備えた事務機器等の固定などの安全性確保のほか、必要な機能を維持するため、非常用発電機の 72 時間稼働の確保に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。	
【町の防災拠点における非常電源の整備	30%(R1)】
〔町の業務継続に必要な体制整備〕	
○町は、発災直後は、外部からの応援はなく、自立して災害対応などに取り組まなければならないため、限られた人数で優先業務の（BCP ⁴ ）を作成するとともに、検証を行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。	
【業務継続計画（BCP）の策定	100%(R1)】
【町職員のための備蓄	58%(R1)】
〔受援体制の整備〕	
○大規模災害では、町の職員のみでは被災者の救援、応急復旧及び被災者の生活再建等の業務が滞ることが予想されることから、他の市町村との災害時応援協定や県の受援計画に基づく、受援計画を策定しておくことが必要である。	
【受援計画の策定	0%(R1)】
〔各種実践的訓練の実施(行政)〕	
○危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。	
【職員参集訓練、本部運営訓練	継続】
〔幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕〕	
○幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、各避難所等の防災拠点へのルートを確保する必要がある。	
【町道整備事業の計画的な推進（L=16.5km）	0%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検（3 基）の計画的な実施	100%(R1)】
【橋梁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【舗装修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【法面・擁壁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】

BCP⁴(事業継続計画)は、**Business Continuity Plan** の略である。元来は企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである。日本においては、BCPの訳を民間では「事業

継続計画」、行政等公的機関では「業務継続計画」としている。行政機関において作成されるBCPは、本計画ではBCP(業務継続計画)、民間事業所のBCPは(事業継続計画)と表記する。

3-2 被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生	
〔被災者の健康支援体制の整備〕	
○健康支援活動方針の決定、体制整備、県危機管理部局への支援要請、関係機関・関係職種と連携による活動が必要になる。	
【災害時健康支援マニュアルの見直し	100%(R1)】
【被災者の心のケア対策の啓発	0%(R1)】
〔DPAT受入れ〕	
○DPAT(災害派遣精神医療チーム)の受入れなど、専門的な心身の健康回復・維持を図る必要がある。	
〔災害ボランティアの円滑な受け入れ〕	
○避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティア・コーディネーターの養成を町社会福祉協議会と連携しつつ行うとともに、町災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要がある。	
【災害ボランティアによる図上訓練などの研修を年1回以上	0%(R1)】
【災害ボランティアに係る連絡会等への参加(担当職員)	100%(R1)】
【町民から活動可能なボランティア・コーディネーターを育成	0%(R1)】
〔遺体の適切な対応〕	
○遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体措置計画の見直しや広域火葬体制の整備を図る必要がある。	
【遺体措置計画の随時見直し	年0回(R1)】
【町広域火葬共同体制による防災訓練への実施	年0回(R1)】
【葬祭事業者との協定締結	1件(R1)】
【遺体措置に係る資器材(遺体袋)の備蓄率(目標60袋)	48%(R1)】

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
〔防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保〕	
○電力の供給停止に備え、防災拠点庁舎において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常電源及び燃料を確保する必要がある。	
【燃料の優先給油に関する協定	0件(R1)】
【町の防災拠点(10施設)における非常電源の整備	30%(R1)】
〔相互応援協定市町及び通信事業者との連携〕	
○電力復旧までの間又は情報システム復旧までは、必要な情報の収集や発信するために、相互応援協定市町村及び通信事業者との連携により、必要な情報の収集及び代行発信できる体制を整備する必要がある。	
【相互応援協定市町村との連絡訓練	年0回(R1)】
【相互応援協定市町村との連絡体制の確保	継続】

〔ふじのくに防災情報共有システム及び町の災害情報管理システムの適切な管理、システム研修・訓練の実施〕 ○災害時における県・関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、県の「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」、町の「災害情報管理システム」にかかる研修等への参加及び町で実施する訓練により、システムの管理や操作に習熟しておく必要がある。	
【職員研修参加人数	7 人(R1)】
【職員の訓練回数・参加延べ人数	年 4 回 425 人(R1)】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中継停止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 〔災害情報伝達手段の多様化〕 ○テレビ・ラジオ放送の中継機能を強化するとともに、中継が停止した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メール、登録制メール、SNS及び衛星放送の活用を促進する必要がある。	
【情報機器の整備(Wi-Fi・BS アンテナ)	100%・55%(R1)】
【登録制メールの登録者数	796 人(R1)】
【災害対策本部と避難所等との情報共有手段の研究・体制整備	0%(R1)】
〔防災行政無線（同報系）のデジタル化〕 ○防災行政無線（同報系）は、各家庭における、災害発生時の重要な情報受信設備である。正確な災害状況等の伝達を行うため、デジタル化を推進する。	
【防災行政無線（同報系）のデジタル化	0% (R1)】

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下 〔事業所等の事業継続計画（BCP）作成の促進〕 ○事業所の業務停止により社会経済活動の停止を防ぐため、事業継続計画(BCP)の作成を促進し、早期に経済活動が再開できる体制を整備する必要がある。	
【事業所)の事業継続計画(BCP)策定の啓発	9 件(R1)】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 〔事業所等の事業継続の促進啓発〕 ○多くの製造業者は緊急時の原材料確保のための準備をしているが、短期間の業務中断のみを想定したものが多く、サプライチェーンが長期間にわたり中断した場合においても、企業の経済活動や生産力を維持する必要がある。	
【事業所における非常電源の確保の啓発	継続】
〔小山町「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」における三来(みらい)拠点事業〕 ○町は、木質バイオマスと太陽光の発電施設を安定稼働し、有事の際には隣接する工業団地等へ電力供給をする仕組みを構築する必要がある。	
【安定稼働	100%(R1)】

5-3 食料等の安定供給の停滞

〔食品等の販売・生産事業者及び流通事業者との連携強化〕

○町内の農業生産事業者、食品加工事業者、食品販売・流通業者と防災協定を締結し、有事における食料品の供給体制を整備する必要がある。

【食品販売業者	0 社(R1)】
【食品加工者	0 社(R1)】
【食品生産事業者	0 社(R1)】

〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における三来(みらい)拠点事業〕

○町は、内陸フロンティア推進区域における農業生産事業者、食品加工事業者と防災協定を締結し、有事における食料品の供給体制の整備を図る必要がある。

【農業生産事業者、食品加工事業者との協定締結	0 件(R1)】
------------------------	----------

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電気、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の長期にわたる停止

〔ライフライン機関との連携強化〕

○エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、平時からライフライン関係事業者等との協定の締結や連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

【ライフライン関係事業者等との協定の締結(電気事業者・LPG・石油事業者)	0 件(R1)】
【ライフライン事業者等との会議及び訓練の実施	会議 0 回・訓練 1 回(R1)】

〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における三来(みらい)拠点事業〕

○分散自立的型エネルギーシステムの構築により、有事の際の必要電源の確保を図る必要がある。

【企業進出数	6 社(R1)】
【進出企業のうち非常電源の確保率	100%(R1)】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

〔災害時応援協定を締結する市町及び事業所等との連携強化〕

○飲料水等の安定供給のため、災害時応援協定を締結する市町及び事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

【協定締結事業者数	4 社(R1)】
【相互応援協定市町村との連絡体制の確保	継続】

〔上水道施設の耐震化等〕

○災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の取水施設(水源)、配水池や水道本管の耐震化等を進める必要がある。

【配水池の耐震化率	64.5%(R1)】
【水道本管の耐震化率	24.8%(R1)】
【重要な水源へ自家発電設備の整備	8ヶ所(R1)】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〔下水道施設の耐震化等〕

○災害時における公衆衛生問題等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。また、下水道 BCP ガイドライン(2020 版) が公表されたので「下水道 B C P」の策定・改訂を進める必要がある。

【須走浄化センターの耐震化ランク	I a (R1)】
【須走浄化センターへ自家発電設備の整備	100% (R1)】
【下水道本管の耐震化率	100% (R1)】
【下水道 B C P の策定・改訂	0% (R1)】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

〔幹線道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕〕

○幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進する必要がある。

【町道整備事業の計画的な推進 (L=16.5km)	0% (R1)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検 (186 橋) の計画的な実施	100% (R1)】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検 (3 基) の計画的な実施)	100% (R1)】
【橋梁修繕計画の計画的な推進	0% (R1)】
【舗装修繕計画の計画的な推進	0% (R1)】
【法面・擁壁修繕計画の計画的な推進	0% (R1)】

〔迂回路となりうる都市計画道路や林道の整備、維持・管理〕

○幹線道等の通行不能により、食糧等の輸送が停滞する恐れがある。このため、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を進める必要がある。

【林道台帳の整備率	100% (R1) → 継続】
【林道橋の個別施設計画の策定率	0% (R1)】

〔道路啓開体制の整備〕

○緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携により、情報収集・共有・提供など必要な体制整備を図る必要がある。

【町建設業協会との連絡体制の確立	100% (R1)】
【静岡県東部地域道路啓開検討会への参加	継続】

〔災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化〕

○道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

【民間事業者との協定締結	0 件 (R1)】
【民間物流業者との協定	1 件 (R1)】

6-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

〔安全・安心な道路網の整備〕

○信号機のない環状交差点 (ラウンドアバウト) の整備を促進することにより、災害発生時における交差点内での事故を防止する必要がある。

【環状交差点（ラウンドアバウト）の整備(1箇所)	0%(R1)】
〔災害時における交通モラルの啓発〕	
○平素から災害時における運転手や歩行者などの交通モラルの向上などを啓発することにより、信号機の全面停止等による重大交通事故を防止する必要がある。	
【運転者、歩行者に対する交通モラル向上に向けた啓発	継続】

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
〔観光業、農業等の需要回復に向けた正確な情報発信〕	
○災害発生時及び富士山の噴火予報等の発令時における消費者の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内農産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を講じる必要がある。	
【正確な情報収集と的確な情報発信	100%(R1)】

7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	
〔貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化〕	
○東京電力と貯水池の監視・連絡体制の強化を図る必要がある。また、農業用ため池が機能低下等により決壊し、浸水被害が拡大する恐れがあるため、機能低下したため池の整備・補強を進める必要がある。	
【ため池の点検・診断の実施割合	100%(R1)】

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
〔森林の適正な整備〕	
○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）が損なわれる恐れがあり、台風等の強風による風倒木被害が懸念される。このため、鳥獣害対策を徹底したうえで、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。	
【山地災害を防止するための間伐面積(年間)	50a/年 (R1)】
〔治山対策〕	
○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）が損なわれる恐れがあり、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。	
【山地災害の安全対策が必要な治山対策の推進	継続】

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
〔災害廃棄物処理計画の策定〕	
○災害時に大量発生する廃棄物（下水道や浄化槽が使用できない場合のし尿を含む）の処理を円滑にするため、処理計画を策定するとともに事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。	

【災害廃棄物処理初動対応方針の策定	0%(R1)】
【(災害廃棄物処理計画の策定	100%(R1)】

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
〔地域における防災人材の育成・活用〕	
○地域コミュニティの強化を図るため、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取り組みを促進する必要がある。	
【自主防災組織編成表の作成・見直し	100%(R1)】
【防災リーダー等研修会の参加者数	33人(R1)】
【町民の防災士研修補助	0件(R1)】
〔生活安全環境の整備・指導の実施〕	
○小山町生活安全のまちづくり推進協議会の取組に協力し、災害発生時の治安の悪化を防止する必要がある。	
【各地区防犯連絡協議会の事業の支援（事務局）	3団体(R1)】
【災害時防犯活動マニュアルの策定	検討・継続(R1)】
〔犯罪の未然防止〕	
○被災後の犯罪を未然に防止するため、防犯連絡協議会や自主防災組織、消防団等による巡回を強化する。また、防犯灯や防犯カメラなどの整備・充実を図る必要がある。	
【防犯灯の新設数	1基(R1)】
【防犯カメラの設置数	10基(R1)】
【防犯パトロールの実施	継続】
〔同報無線や登録制メールによる情報発信〕	
○犯罪発生情報の迅速な発信により、町民の防犯意識を高める必要があるが、登録制メール登録者数は少ないのが現状である。	
【登録制メール登録者数	796人(R1)】
【防災行政無線（同報系）のデジタル化	0%(R1)】

8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
〔幹線道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕〕	
○速やかな復旧・復興を実施するため、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進し被害を軽減しておく必要がある。	
【町道整備事業の計画的な推進（L=16.5km）	0%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186橋）の計画的な実施	100%(R1)】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検（3基）の計画的な実施	100%(R1)】
【橋梁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【舗装修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】
【法面・擁壁修繕計画の計画的な推進	0%(R1)】

8-4 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態	
〔計画的で効率的な土地利用の推進〕	

○市街化区域内の未利用地を把握し、有効活用に結び付けるとともに、民間活力による適正な土地利用の推進により、職の確保や生活再建に寄与することが必要である。

【落合地区整備事業の推進

13 区画 (R1)】

〔町営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の活用〕

○個別改善が実施され長寿命化が図られた住宅において空き家がある場合、効率的な町営住宅の運営のためにも被災者に対して優先的に賃貸していく必要がある。

【長寿命化対応がされた住棟率

29%(R1)】

〔被災者の雇用対策の実施〕

○企業懇話会等及びハローワークなどの関係機関との連携を強化するとともに、事業所の事業継続計画（BCP）の作成を促進し、早期復職を図る必要がある。

【ハローワークとの連絡体制の確立、事業継続計画（BCP）の作成に向けた啓発

30%(R1)】

〔発災後の迅速な被災者生活再建支援〕

○被災者の生活再建を支援するため、庁内の被災者生活再建支援体制を整備する必要があるとともに、被災者生活再建支援システム導入に向けた検討・研究を行い導入を進める必要がある。

【庁内の被災者生活再建支援体制の確立

0%(R1)】

【被災者生活再建支援システムの研究及び導入

50%(R1)】

8-5 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

〔発災後の仮設住宅用用地の早期確保〕

○被災者の避難所生活の早期解消のため、平素から仮設住宅用建設適地を把握し、発災後の速やかな敷地を確保することが必要である。

【応急仮設住宅建設に係る計画の策定

100%(R1)】

【空家、空店舗を活用したみなし仮設住宅・店舗の検証

継続】

〔町営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の活用〕

○個別改善が実施され長寿命化が図られた住宅において空き家がある場合、効率的な町営住宅の運営のため被災者に対して優先的に賃貸していく必要がある。

【公営住宅整備事業（南藤曲団地建設事業、小山町営住宅等長寿命化事業）の推進 8%(R1)】

【長寿命化対応がされた住棟率

29%(R1)】

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における「三来（みらい）拠点」事業〕

○国の国土強靱化基本計画にあるように、「有事に備えた取組が平時における産業振興や地域活性化に寄与」するような工業団地等の整備を行い、有事に強い産業基盤の構築を図るとともに、大規模災害に係る復旧・復興で目指す目標像も事前に見据える事前復興の発想から、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

【企業進出数

6 社(R1)】

〔良質な宅地供給〕

○安心して生活ができるよう、良質な宅地を供給する必要がある。

【町による宅地分譲数

104 区画(R1)】

〔地域コミュニティの活性化の推進〕

○災害発生後の地域における相互扶助による救出活動等（互近所）を円滑に行うためには、地域コミュニティ力を強化する必要がある。

【自主防災会の組織率

100%(R1)】

【「地域コミュニティが活発である」と回答する町民の割合

27%(R1)】

9-2 将来の地域を担う人材育成と災害から地域を守る人材育成

〔小山町の地域防災を担う人材育成〕

○小学校・中学校における防災教育をととして、将来にわたって地域防災を担う人材を増やしていく。

【ふじのくにジュニア防災士養成講座受講校数

1 校(R1)】

第3章 国土強靱化のためのプログラム推進計画

1 プログラム推進において配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために必要な事前防災、及び迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として整理したが、これら施策の中には複数のプログラムに共通するなど、プログラムを推進する上で特に配慮すべき重要な課題として、次の4つが挙げられる。

小山町の国土強靱化を図るためには、この配慮すべき重要な課題を念頭において、総合的かつ計画的に施策推進に取り組む必要がある。

<配慮すべき重要課題>

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心でして住み続けられる地域づくり

小山町では、平成26年度に、「南海トラフ巨大地震等の被害想定」を踏まえた「地震対策アクションプログラム2013」を策定し、人命を守ることを最重視し、地震対策をハード・ソフトの両面から充実・強化し、「減災」を目指して、①地震等から命を守る、②災害後の町民生活を守る、③迅速かつ着実に復旧・復興を成し遂げる、等の減災アクションを進めることにより「安全・安心」な町づくりを進めるとともに、随時、見直しを図ってきた。

一方で、「住み続けられる地域づくり」のためには、事前復興の発想に立って有事に備えた取組が平時における産業振興や地域活性化に寄与するような施策の推進が求められる。

このような課題に対し、県の「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」において、本町は「三来拠点事業」として、

- ①有事に強い生活環境の確保
- ②有事に強い広域ネットワークの構築
- ③有事に強い産業構造の構築

を目指し、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりに、県や関係団体と連携し、一体となって取り組んでいく。

有事の防災対策だけでなく平時の地域の活性化にも資する本取組は、全国の国土強靱化のモデルともなりうるものであり、さらに推進していく必要がある。

(2) 超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、町民一人ひとり、事業所それぞれが主体的に取り組む「自助」、自主防災会を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して取り組む「共助」が基本である。

(更に、町では、隣・近所などの地域コミュニティなどで助け合う「互近助」を啓発している。)

南海トラフ・相模トラフ巨大地震等の超広域災害では、東日本大震災の例でも明らかのように、地域の消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、広域支援についても遅れや不足が生ずることが想定される。小山町では超広域災害に備えた強靱

な地域づくりを進めるため、家庭の避難計画、防災用品の購入促進及び自力による生活手段の確保や、自主防災会による活動、地区防災計画の作成及び訓練等を推進し、家庭や地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

さらに、自主防災会を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力（共助や互近助）の向上のみならず、避難所運営や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与する。

このため、町民一人ひとりには住宅の耐震化や家具の固定等の家庭内対策の促進等に努めるとともに、地域の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、自主防災会と学校、事業所などの連携・協働、地域防災の担い手となる人材の育成、各行政区に1名以上の防災士育成・配置等を図る必要がある。

また、小山町において国土強靱化を進めるうえでは、行政のみならず、ライフライン関係事業者による施設の耐震対策や復旧体制の整備、災害時応援協定に基づく支援物資の輸送、さらには、地域の経済活動・雇用の継続を図るための各事業所の取組など、民間事業者の主体的な取組が不可欠である。

このため、平時から、ライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、事業所の防災・減災対策や事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

(3) 地域交通ネットワークの機能や代替性の確保

小山町は、東名高速道路や新東名高速道路など、国土の大動脈となる基幹的交通インフラが通過するとともに、東名高速道路足柄SA、新東名高速道路（仮称）小山PAのSIC化により、大規模災害時における救助・救援活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となることが大いに期待されている。また、足柄SA（下り線）は広域進出拠点として位置付けられ、警察庁、消防庁及びDMAT参集場所として指定されている。

また、国道246号、国道138号は、東名高速道路や新東名高速道路の代替機能を有することから、適切な整備と維持管理を進める必要がある。また、沿道にある2つの「道の駅」は、災害時の防災拠点として活用するため、その整備を促進する必要がある。

さらに、町道を含む地域内交通軸は、小山、足柄、北郷、須走の各地域及び町内の拠点を結ぶ道路であり、緊急輸送路として避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、安全・安心な道路を目指した整備と適切な維持管理を進める必要がある。さらに迂回路の整備確保によって、孤立地区の発生防止に努める必要がある。

(4) 魅力ある地域づくり

小山町では、人口減少、少子高齢化が進行し、地域の活力低下が課題となっている。

一方で、本町は首都圏からのアクセスがよく、さらに、平成30年度には東名高速道路足柄SAへのSICが設置され、また令和5年度を目標に新東名高速道路（仮称）小山PAへのSICの設置に向けて取り組んでおり、この実現により、広域交通ネットワークはますます充実する。

このため製造業を中心とする事業所が多数立地するとともに、豊かな自然環境や世界遺産富士山をはじめとする多くの観光資源を有していることから、交通ネットワークの充実により、地域産業の発展、交流人口の増大が期待される。

こうした本町の高いポテンシャルを最大限に活用し、中長期的な視野に立って、元気で、

明るく、豊かなまち「富士山金太郎未来タウン」構想の実現に向け、平成27年10月に「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、三来（みらい）拠点事業による産業集積を核とした雇用機会の創出、定住・移住の促進、結婚・出産・子育て環境の整備など、町民が安心して暮らし、住み続けられるように、地域づくりに取り組んでいる。令和3年度からは、第5次小山町総合計画（R3年度～R12年度）と本計画が両輪となって、地域における防災機能の強化や広域防災拠点等の整備を官民一体となって取り組んでいく必要がある。

2 プログラムの重点化

限られた資源により効率的・効果的に小山町の国土強靱化を推進するためには、施策の優先順位づけを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、町の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、13の重点化すべきプログラムを選定した。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、取組の一層の推進に努めるものとする。

No	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
2	1-2	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
3	1-3	異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雪等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
4	1-4	住宅密集市街地や不特定多数が集まる施設での大火災発生による多数の死傷者の発生
5	1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
6	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
7	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
8	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
9	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
10	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
11	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
12	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
13	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

3 プログラム推進計画

基本目標を達成するため、35の「起きてはならない最悪の事態」(プログラム)ごとに、主要施策の推進計画をまとめた。

推進計画については、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標(KPI)を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直すこととする。

なお、13の重点プログラムに該当するものは色かけをし、施策は、別紙「強靱化施策分野ごとの施策」としてまとめている。

また、重要業績指標の目標達成年度は、現在の本町の基本的な計画(総合計画、地震対策アクションプログラム)により設定しているため、異なっている。

(): 重要業績指標 (KPI)

(R1):令和元年度末 の意味

(XX%(R1)→YY%(R7)): (現状→目標)

表中の[]は、取組の優先順位順に取組主体を表している

1. 大規模自然災害が発生したときに人命を最大限保護する

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

[住宅の耐震化率向上]

○町は、住宅の倒壊による死傷者を出さないために、補助金制度の周知等により住宅の耐震化率向上を図ります。町民の皆さんは、補助金制度の活用による自宅の耐震性評価や耐震工事を行ってください。[町民] [民間] [行政]

・住宅・建築物安全ストック形成事業(小山町既存建築物耐震性向上事業、小山町木造住宅耐震補強助成事業)の促進

・プロジェクト TOKAI-0(小山町既存建築物耐震性向上事業、小山町木造住宅耐震補強助成事業)の促進

【昭和56年5月以前に建設された木造住宅で耐震性が確保された住宅の割合

80%(R1)→90%(R7)】

【防災ベッドの普及

0件(R1)→10件(R7)】

[家具等の転倒防止・ガラスの飛散防止対策]

○町は、家具等の転倒やガラスの飛散による死傷者を出さないため、家具等の転倒防止について、町民に対し助成を行い、ガラスの飛散防止対策については一層の啓発に努めます。町民の皆さんは、想定される被害の重要性を理解し、助成制度をうまく活用することにより、対策を講じてください。[町民] [民間] [行政]

【家具類を固定(家庭内の一部を含む)している町民の割合

66.4%(R1)→100%(R7)】

【家庭内安全対策の啓発

5件(R1)→20件(毎年)】

[避難行動要支援者、町内在住外国人の安全確保]

○町は、避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進、避難行動要支援者避難支援プランの整備等を継続する。

○町内在住外国人の防災訓練への参加等を促進します。[町民] [民間] [行政]

【地域防災訓練において避難行動要支援者が参加した自主防災会の割合 100%(R1)→継続】

【地域防災訓練等を活用した町内在住外国人のための防災研修の実施	5% (R1) → 50% (R7)】
【避難行動要支援者名簿の更新	100% (R1) → 継続】
【自主防災組織による避難支援計画等の作成支援	0% (R1) → 25% (R7)】

〔地域消防力の確保〕

○大規模地震が発生した場合には、町内で大火災など多様な被害が発生します。町は、町民への避難広報及び避難誘導等を行う必要があるため、非番消防職員や消防団員の非常招集等の体制を整備します。また、町民と民間事業者などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進します。〔行政〕〔町民〕〔民間〕

【救急救命士の確保	89.2% (R1) → 100% (R7)】
【消防団員の確保	84.6% (R1) → 100% (R7)】
【消防団員の非常招集訓練の実施(年1回以上)	2回 (R1) → 継続】

〔消防施設・設備の整備〕

○地震発生時には、防火水槽や水道管が破損する可能性があります。町は、耐震性の貯水槽の設置を促進するとともに、常備消防用防災資機材の整備を図ります。〔行政〕

【耐震性貯水槽の整備	83.7% (R1) → 100% (R7)】
【常備消防用防災資機材の整備	100% (R1) → 継続】
【消防団用防災資機材の整備	76% (R1) → 100% (R7)】

〔事業所の防災意識の向上、防災教育の充実〕

○各事業所は、それぞれの被害を最小限にするため、従業員の防災意識の向上を図るとともに、南海トラフに関する情報(臨時)発表時の対応や従業員の防災教育の充実を図ります。町は、各事業所の防災意識向上のために、啓発や支援を行います。〔民間〕〔行政〕

【地震防災対策の啓発	0件 (R1) → 10件 (R7)】
------------	---------------------

〔事業所等の地震対策強化〕

○各事業所は、それぞれの被害を最小限にするため、各事業所の防災対策(地震防災応急計画)の策定と従業員の防災意識の向上、防災教育の充実を図ります。〔民間〕〔行政〕

【地震防災応急計画作成の啓発	0件 (R1) → 10件 (R7)】
----------------	---------------------

〔町有公共建築物(公立学校の校(園)舎・体育館等を除く)の耐震化〕

○公共建築物の耐震化は、建築物の倒壊を防ぐとともに、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があるため、町として、公共建築物の耐震化を推進します。〔行政〕

【町有公共建築物(小中学校を除く)(104棟)の耐震化率	94.2% (R1) → 100% (R7)】
------------------------------	-------------------------

〔公立学校の校(園)舎・体育館等の耐震化等の災害対策の推進〕

○公立学校の校(園)舎等の耐震化は、倒壊や天井落下を防ぎ、児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所を確保することなど、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に推進します。〔行政〕

【こども園の耐震化	85.7% (R1) → 100% (R7)】
【小・中学校の耐震化率	100% (R1) → 継続】

〔幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕〕

○町は、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、避難時のルートを確保します。また、狹隘町道において緊急車両の通行が可能となるよう、幅員を確保します。〔行政〕

- ・町道整備事業、公共道路整備事業、道路構造物長寿命化事業の推進
- ・県道足柄峠線の整備促進
- ・県道バイパス（東名竹之下橋～県道沼津小山線吉久保地先間）の計画促進
- ・国道246号 視距改良及び4車線化の促進

【町道整備事業計画の総延長 L=16.5km の計画的な推進	100% (R7)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100% (R1)→継続】
【長寿命化事業計画に基づく大型カーブ点検（3 基）の計画的な実施	100% (R1)→継続】
【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進	0% (R1)→100% (R7)】
【舗装修繕計画の総延長 L=6.2km の計画的な推進	0% (R1)→100% (R7)】
【法面・擁壁修繕計画の総数 N=21 箇所の計画的な推進	0% (R1)→100% (R7)】

〔空き家等の適正管理〕

○町は、管理が不十分な老朽空き家について、除却や適正管理の指導等の対策を推進します。

〔行政〕〔町民〕〔民間〕

【危険空き家の指導件数	12 件 (R1)→30 件 (R7)】
-------------	----------------------

1-2 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

〔情報伝達体制の整備〕

○平成26年9月の御嶽山の噴火では、噴火警戒レベルが上げられないまま突然の噴火で多くの犠牲者が発生しました。また、平成30年の草津白根山でも噴火による犠牲者が発生しました。命を守るためには、噴火口から迅速に避難することが必要であることから、町は、国からの危険情報を登山者、山小屋等に迅速かつ効果的に伝達できるシステムを県と連携して構築します。〔行政〕〔民間〕

【災害対策本部における衛星携帯電話の整備	100% (R1)→継続】
【防災行政無線（同報系）及び戸別受信機のデジタル化	0% (R1)→100% (R7)】
【山小屋との情報伝達体制の整備	100% (R1)→継続】
【登山者及び山小屋の情報伝達訓練の実施	1 回 (R1)→継続】

〔防災訓練の実施、避難計画の検証と町民等への周知〕

○町は、富士山噴火避難計画の実効性を高めるため、富士山火山防災対策協議会と連携し、避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の町民等への周知に努めます。また、山小屋では、平成29年度に全ての施設で避難確保計画の作成を完了し、避難促進施設に指定したことから、避難確保計画の見直しや訓練を実施します。

〔行政〕〔民間〕〔町民〕

【広域避難計画や富士山噴火に係る町避難計画に基づく避難訓練の実施	0% (R1)→100% (R7)】
【避難対象となる住民等へ継続的に避難計画を周知（説明会開催）】	35% (R1)→100% (R7)】
【関係機関共同による富士山火山の防災対策推進する協議会参加	100% (R1)→継続】
【避難確保計画の見直し及び訓練の実施	1 回 (R1)→継続】

【富士山須走口五合目の再整備】

○町は、須走口五合目観光案内所の機能を見直し、噴火等災害時の登山者や観光客の避難、登山情報の提供等の機能を持った「情報提供施設」や、周辺の駐車場、歩道等の面的整備を推進します。[行政]

【須走口五合目の防災機能を高めるため、情報提供施設・駐車場・歩道などの整備 継続】

1-3 異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雪等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【地域消防力の確保】

○大規模な土砂災害、水害、豪雪等が発生または予想される場合には、町は、町民への避難広報及び避難誘導等を行う必要があるため、非番消防職員や消防団員の非常招集等の体制を整備します。また、町民と民間事業者などと協働して、平時から被害軽減のための取組を推進します。[行政] [町民] [民間]

○町は、大規模な土砂災害、水害、豪雪等から人命の保護を図るために、平時から消防用防災資機材を整備します。[行政]

【救急救命士の確保	89.2%(R1)→100%(R7)】
【消防団員の確保	84.6%(R1)→100%(R7)】
【常備消防用防災資機材の整備率	100%(R1)→継続】
【消防団用防災資機材の整備率	76%(R1)→100%(R7)】

〔森林の適正な整備・治山対策〕

○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）が損なわれる恐れがあり、山地災害の台風等の強風による風倒木被害が懸念されます。このため、町は、鳥獣害対策を徹底したうえで、森林経営の集積・集約化を図りつつ間伐等の森林整備を推進するとともに、総合的かつ効果的な治山対策を推進します。[行政]

- ・有害鳥獣対策事業、森林整備事業、林道整備事業、治山事業の推進
- ・民有林直轄治山事業の促進

【山地災害を防止するための間伐面積(年間)	50a/年(R1)→継続】
【山地災害の安全対策が必要な地区の治山対策の推進	継続】

〔普通河川対策〕

○集中豪雨等により、普通河川が氾濫すると被害が拡大する恐れがあります。町は、普通河川維持管理事業により定期的な点検や修繕に努め、普通河川の適正管理を推進します。[行政]

- ・普通河川維持管理事業を継続実施

〔災害に強いまちづくり(急傾斜地崩壊防止対策)〕

○町は、急傾斜地指定区域における土砂災害を防止するために、急傾斜地崩壊防止対策事業計画に基づき対策を図ります。[行政]

- ・事業計画に基づき急傾斜地崩壊防止対策事業を継続実施
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業（小山町既存建築物耐震性向上事業、小山町木造住宅耐震補強助成事業）の促進
- ・プロジェクト TOUKAI-0（小山町既存建築物耐震性向上事業、小山町木造住宅耐震補強助成事業）の促進

〔地域・地区防災計画整備・更新と訓練の実施〕

○町は、土砂災害から命を守る家庭内避難（垂直避難）など、命を守る取組のパンフレット等による周知を図ります。[行政] [町民]

【出前講座等による啓発】

4 件 (R1)→20 件以上 (R7)】

〔警戒避難体制の整備、危険箇所の周知、防災訓練の実施〕

○町においては、125 箇所の土砂災害(特別) 警戒区域が指定されています。町は、水害・土砂災害から町民の安全を確保するために、下記の関連した取組を推進します。

また、土砂災害警戒区域内には、要配慮者利用施設が立地しているため、同施設管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに情報伝達体制を整備します。

- ・災害危険箇所の的確な把握及び地域防災計画の見直し・改善
- ・防災体制の充実(防災意識の啓発)
- ・避難行動要支援者名簿の更新及び自主防災組織による避難支援計画等の作成支援
- ・地域住民への周知、避難訓練の実施等

〔行政〕〔要配慮者利用施設〕〔町民〕

【全自主防災会の地区別防災計画の作成	100%(R1)→継続】
【ハザードマップの作成及び配布	100%(R1)→継続】
【消防団、自主防災会に対する水防訓練	継続】
【土砂災害危険地域の住民に対する啓発・訓練	継続】
【上記訓練への自主防災会の参加率向上	継続】
【施設管理者による避難確保計画の作成（指定施設 4）	25%(R1)→100%(R2)→継続】
【施設管理者による避難訓練の実施（指定施設 4）	25%(R1)→100%(R2)→継続】
【施設管理者による情報伝達体制の整備（指定施設 4）	25%(R1)→100%(R2)→継続】

〔鮎沢川（支流を含む）の水位周知河川の指定〕

○鮎沢川（支流を含む）が水位周知河川に指定された場合、浸水害想定地域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等の対策を進めます。

また、浸水害想定地域内の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに情報伝達体制を整備します。

〔行政〕〔要配慮者利用施設〕〔町民〕

- ・浸水害危険箇所の的確な把握及び地域防災計画の見直し・改善
- ・防災体制の充実(防災意識の啓発)
- ・避難行動要支援者名簿の更新
- ・自主防災組織による避難支援計画等の作成支援
- ・地域住民への周知、避難行動計画の作成、避難訓練の実施等

【浸水害危険箇所の的確な把握及び地域防災計画の見直し・改善）	0%(R1)】	指定後 100%
【防災体制の充実(防災意識の啓発)	0%(R1)】	
【避難行動要支援者名簿の更新)	0%(R1)】	
【自主防災組織による避難支援計画等の作成支援)	0%(R1)】	
【地域住民への周知、避難訓練の実施等)	0%(R1)】	
【ハザードマップの作成及び配布)	0%(R1)】	
【浸水害想定地域内の住民等に対する啓発)	0%(R1)】	
【消防団、自主防災会に対する水防訓練)	0%(R1)】	
【浸水想定地域の住民に対する訓練実施)	0%(R1)】	指定後 100%
【上記訓練への自主防災会の参加率の向上)	0%(R1)】	
【施設管理者による避難確保計画の作成)	0%(R1)】	
【施設管理者による避難訓練の実施)	0%(R1)】	
【施設管理者との情報伝達体制の整備)	0%(R1)】	

〔豪雪による除雪体制の整備〕

○豪雪により、主要幹線道路の除雪が滞り、交通渋滞や一部の地域で孤立する恐れがある。
このため、平素から除雪体制を整備しておく必要がある。

【建設業協会との連絡体制の確保

継続】

〔農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策〕

○集中豪雨等により、集落や農地等へ浸水し、被害が拡大する恐れがあります。このため、町は、機能低下した農業用排水施設等の整備・補強事業を推進します。〔行政〕

・土地改良事業、農業用ため池耐震事業の推進

【ため池の耐震化

継続維持】

1-4 住宅密集市街地や不特定多数が集まる施設での大火災発生による多数の死傷者の発生

〔地域消防力の確保、住民・事業所への啓発〕

○住宅は木造住宅が多く、かつ住宅地では密集しており、住宅等の火災が発生した場合、秋から冬にかけて乾燥した気象条件下では、大規模な火災に進展する恐れがあります。また発生した場合には、町民への広報、迅速な消火活動及び、状況により、避難誘導が必要であるため、消防団員の継続的な養成・確保に努めます。特に、速やかに消防団員に情報伝達ができるよう、伝達手段の多重化、充実を図ります。

・大規模な火災から人命の保護を図るため、平時から消防用防災資機材を訓練して整備しておくとともに、有事の際に備え、迅速な対応ができるようあらかじめ計画を定めておく。

・火災予防に対する住民への啓発や事業所、施設管理者への指導

〔行政〕〔事業所〕〔住民〕

【消防団員の確保率	84.6%(R1)→100%(7)】
【常備消防用防災資機材の整備率	100%(R1)→継続】
【消防団用防災資機材の整備率	76%(R1)→100%(R7)】
【個別警防計画の作成	100%(R1)→継続】
【住民への啓発(年2回以上)	2回(R1)→継続】
【事業所及び施設管理者への指導【防火管理者への抽出指導】	実施(R1)→継続】
【住宅用火災報知機の設置率の向上(年2回以上啓発)	2回(R1)→継続】

1-5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

〔災害関連情報の伝達手段の多様化〕

○町は、震災、風水害、異常降雨等多様な災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、災害情報共有システム(Lアラート)、エリアメール、緊急速報メール、登録制メール(金太郎メール)など多様化に努めています。情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施により、システムの検証と町民への周知を図ります。〔行政〕

【各家庭への戸別受信機(デジタル)の設置率	0%(R1)→100%(R7)】
【災害対策本部における衛星携帯電話の整備	100%(R1)→継続】

〔防災意識の向上〕

○自然災害による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要です。このため、町は、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練等多様な対策を実施するとともに、各中学校区での防災教育連絡会、学校の通学合宿等での防災講話など、各種機会を活用し防災意識の向上を図ります。

[町民] [行政] [民間]

- 【町立こども園、小・中学校（3地区）と地域が連携した「防災教育推進のための連絡会議」の開催 3回(R1)→継続】
- 【町立こども園、小・中学校（3地区）と地域が連携した防災活動（防災訓練）の実施 3回(R1)→継続】
- 【自主防災会役員または防災士の女性がいる区の割合 47.5%(R1)→100%(R7)】
- 【男女共同参画の視点を入れた防災講座の開催 0%(R1)→100%(R7)】

[地域防災訓練の充実・強化]

○町は、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の向上を図るため、DIG、HUG、イメージTENなどを取り入れ、各孤立地域、地区の避難マップとそれに基づく訓練や各自主防協働による合同訓練等により、避難行動要支援者及び児童・生徒も含めた町民の地域防災訓練への参画を促進します。[町民] [行政] [民間]

- 【自主防災組織における地域防災訓練の実施率 100%(R1)→継続】
- 【小・中学生の地域防災訓練への参加 継続】

○防災行政無線（同報系）は、各家庭における災害発生時の重要な情報受信設備です。町は、確実な避難誘導を行うため、戸別受信機のデジタル化を令和3年度までに整備します。
[行政]

- 【防災行政無線（同報系）のデジタル化 0%(R1)→100%(R7)】

○デジタル化された消防救急無線は、災害発生時の重要な情報受信設備であるため、継続的に維持・管理を行います。[行政]

- 【消防救急無線のデジタル化 100%(R1)→継続】

[緊急車両の進入路・避難路の整備]

○町は、災害時における広域避難地・一次避難地への避難路となる道路の整備を推進します。
[行政]

- ・町道整備事業、公共道路整備事業、道路構造物長寿命化事業の推進
- ・県道足柄峠線の整備促進
- ・県道バイパス（東名竹之下橋～県道沼津小山線吉久保地先間）の計画促進
- ・国道246号 視距改良及び4車線化の促進

- 【町道整備事業計画の総延長 L=16.5km の計画的な推進 100%(R7)】
- 【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186橋）の計画的な実施 100%(R1)→継続】
- 【長寿命化事業計画に基づく大型カーポート点検（3基）の計画的な実施 100%(R1)→継続】
- 【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進 0%(R1)→100%(R7)】
- 【舗装修繕計画の総延長 L=6.2km の計画的な推進 0%(R1)→100%(R7)】
- 【法面・擁壁修繕計画の総数 N=21箇所 の計画的な推進 0%(R1)→100%(R7)】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

[食料・飲料水等の備蓄促進]

○町では、食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、町民に対して7日以上食料、飲料

水の備蓄を呼びかけているが、ほとんどの家庭では不十分な状況です。町は、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法などの周知などを行い、在宅避難者への対応を含めて備蓄率の向上を図っていきます。[町民] [行政]

○事業所においては、遠距離通勤の従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄を推進します。[民間]

○学校においては、児童・生徒が学校にとどまる場合に備え、食料・飲料水の備蓄を推進します。[行政]

【7日以上食料・飲料水の備蓄の啓発(町民)	11件(R1)→40件【全自主防】(R7)】
【飲料水・食料の備蓄の啓発(事業所)	0件(R1)→5件以上(R7)】
【自主防災組織による備蓄の促進【補助申請件数】	31件(R1)→40件(R7)】
【町の緊急物資(食料)の備蓄量	71%(R1)→100%(R7)】
【町の緊急物資(食料以外)の備蓄量	45%(R1)→100%(R7)】

[救援物資受け入れ体制の整備]

○町は、県の受援計画及び町の地域防災計画に基づく救援物資の受け入れ体制について、訓練等を通じて検証を行います。また、災害時応援協定を締結する民間団体、事業所等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。[行政] [民間]

【受援計画の策定	0%(R1)→100%(R7)】
----------	------------------

[応急給水体制の整備]

○日本水道協会や県、また東部4市2町の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援の確立を目的とした協定があります。町は、情報交換や訓練を実施し、連携体制の一層の強化を図ります。[行政]

【水道災害時に、給水応援・復旧対策に対する協定の締結	4件(R1)→継続】
【水道の復旧工事等民間事業者との協定の締結	0件(R1)→13件(R7)】

[都市公園等の避難地としての防災機能強化]

○都市公園等は、緊急時の避難地など防災上重要な機能を果たすことから、適切に保全、活用しオープンスペースの確保を図ります。[行政]

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
- ・集約促進・歴史的風致形成推進事業の推進

【町民一人当たりの都市公園面積	6.6㎡/人(R1)→7.0㎡/人(R7)】
-----------------	------------------------

[都市計画道路の整備]

○町は、都市計画道路整備事業による高規格幹線道路等との道路ネットワークの構築を促進し、防災上、安全で快適な生活道路の確保を図ります。[行政]

- ・街路事業（（都）大胡田用沢線整備事業）の推進

【「道路網が便利で快適である」と回答する町民の割合	26%(R1)→50%(R7)】
---------------------------	------------------

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

[孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施]

○道路の寸断等により孤立する場合に備え、行政と各区の双方向の通信手段を確保するとともに、災害時に物資等の搬送や負傷者の輸送のために住民によるヘリコプターの誘導訓練の実施を図ります。[行政] [町民]

【双方向の通信手段である防災行政無線(移動系)の全地区への設置率	100%(R1)→継続】
----------------------------------	--------------

【孤立地域へのヘリ誘導に係る資料の配布	0% (R1)→100% (R7)】
【孤立地域（8集落）におけるヘリ誘導訓練の実施	0% (R1)→100% (R7)】
〔橋梁等の長寿命化〕	
○町は、災害時における孤立地域の発生を防ぐ幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進します。〔行政〕	
・道路構造物長寿命化事業の推進	
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100% (R1)→継続】
【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進	0% (R1)→100% (R7)】
〔迂回路となりうる林道の整備、維持・管理〕	
○幹線道路等の通行不能により、孤立地域が発生する恐れがあります。このため、町は、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を推進します。〔行政〕	
・林道整備事業の推進、山村道路網整備事業の促進	
【林道台帳の整備率	100% (R1)→継続】
【林道橋の個別施設計画の策定率	0% (R1)→100% (R7)】
【孤立地域迂回路の整備	0% (R1)→100% (R7)】
〔都市公園等の輸送拠点としての防災機能強化〕	
○都市公園等は、孤立地域における緊急患者や緊急物資の輸送拠点として、防災上重要な機能を果たすことから、適切に保全、活用しオープンスペースの確保を図ります。〔行政〕	
・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進	
・集約促進・歴史的風致形成推進事業の推進	
【町民一人当たりの都市公園面積	6.6 m ² /人 (R1)→7.0 m ² /人 (R7)】
【防災公園として整備された公園の割合	0 箇所 (R1)→検討促進 (R7)】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〔自衛隊、警察、消防等との連携強化〕	
○町は、災害時の支援を効果的に受け入れるため、各種訓練での協働、連絡会議等での意見交換等を行うことにより、連携及び受援体制の強化を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【受援計画の作成	0% (R1)→100% (R7)】
〔地域防災力の充実・強化〕	
○広域災害では、支援の遅れや不足が生じることが想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要があります。このため、町は、防災資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などと協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取り組みを促進します。〔町民〕〔民間〕〔行政〕	
【1 名以上の防災士を配置する行政区数	80% (R1)→100% (R7)】
【自主防災リーダー研修参加者数	33 人 (R1)→40 人 (R7)】
【自主防災組織（40 組織）の資機材充実(補助申請件数)	31 件 (R1)→40 件 (R7)】
〔消防団員の能力向上〕	
○消防団の防災活動が、地域住民の命を守る上で重要な役割を担っていることから、町は、能力向上のために各種災害を想定した訓練を推進します。消防車両の大型化により進入できなくなる「消防活動困難区域」を増やすこともあるため、消防団活動が一層重要になるため消防団員は、積極的に訓練に参加し、能力の向上に努めます。〔町民〕〔行政〕	

【幹部教育・専科教育・指導員研修 【消防団員の各種訓練の実施	100%(R1)→ 継続】 随時(R1)→継続(R7)】
〔消防施設・設備の整備〕	
○新東名高速道路の開通など小山町の社会環境の変化や消防車等の高機能化・大型化に対応するため、老朽化した小山消防署の建て替えを進めます。〔行政〕	
○消防団の防災活動が、地域住民の命を守る上で重要な役割を担っていることから、町は、老朽化した消防団車庫詰所(1分団、7分団)の改築や耐震性貯水槽の整備を図ります。〔行政〕	
【小山消防署の建て替え	0%(R1)→100%(R7)】
【老朽化した車庫詰所の改築(1分団、7分団)	71.4%(R1)→100%(R7)】
【耐震性貯水槽の整備	83.7%(R1)→100%(R7)】

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
〔ライフライン機関との連携強化〕	
○町は、エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、ライフライン機関との協定の締結を進めるとともに、平時から連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化します。〔行政〕〔民間〕	
【ライフライン機関との協定の締結	0件(R1)→促進】
【ライフライン機関との連絡会議への参加	100%(R1)→継続】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足	
〔事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者対応のための協定締結〕	
○帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員及び観光客等を留めておくことが必要となります。このため、町は、事業所等との協定締結を推進し、観光客等への飲料水や食料等の備蓄、一時的な避難所の確保に努めます。〔行政〕〔民間〕	
【民間事業者との協定締結	45件(R1)→促進】
〔道の駅の防災拠点化〕	
○町は、観光客等の一時滞留者が当面の間留まることができるよう、駐車場の拡張、防災備品の備蓄及び防災情報の提供などの施設の充実を促進します。〔行政〕	
【道の駅「ふじおやま」・「すばしり」の防災拠点化着手率	0%(R1)→100%(R7)】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
〔災害時医療救援体制の整備〕	
○町は、有事に備え、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターとの連絡調整の体制を強化します。また、医師会、歯科医師会及び薬剤師会をはじめ、災害拠点病院と災害時の医療救護体制の強化や医師や看護師派遣による人材確保等を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【医療救護訓練回数	年1回(R1)→年1回以上(R7)】
【救護所資機材の更新・充実	100%(R1)→継続】
【救護病院(2病院)における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の回数	年1回(R1)→年1回以上(R7)】

〔DMATなどの受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制の整備〕

○町内の病院の被災及び医師の不足などが予想されるため、町は、DMATの受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制の整備を図ります。〔行政〕〔民間〕

【地震対策オペレーションにて救護班要請訓練の実施

100%(R1)→継続】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

〔防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発〕

○町は、感染症の発生防止・防疫対策に速やかに取り組めるよう、県や他市町と連携し、広域的に対応できる支援体制を整備します。また、被災地において感染症予防の啓発等を速やかに実施できるよう、県マニュアルに基づき、町のマニュアルを整備します。〔行政〕

○新型感染症のパンデミック期に対し、避難所への避難者を減らし在宅避難を増やす。また使用できる施設のリストアップや民間事業者との協力体制、学校の余裕教室活用などの避難所対策の検討します。

【予防接種率

MR1 期 100%/MR2 期 98.1%(R1)→MR1 期 100%/MR2 期 98.5%(R7)】

2-8 避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態

〔避難所の安全確保〕

○町及び自主防災会は、避難者の安全の確保を図るため、避難所等建物の応急危険度判定の体制を強化するとともに、天井落下防止、非常電源を確保し避難所の安全性の確認・強化の実施をするほか、避難所運営体制の整備を図ります。〔行政〕〔町民〕〔民間〕

【避難所の天井落下防止基準適合率

100%(R1)→継続】

【地域住民・防災担当者・学校との連絡会議実施率

100%(R1)→継続】

【避難所等への発電機の整備

100%(R1)→継続】

【避難所で使用する資機材等を収納する防災倉庫を整備

60%(R1)→100%(R7)】

【避難所で使用する備蓄品の備蓄率

45%(R1)→100%(R7)】

〔福祉避難所の指定及び資器材の充実〕

○町は、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」として、社会福祉施設等と協定を締結及び指定避難所に要配慮者スペースを確保します。また、健康福祉会館の福祉避難所としての更なる機能充実とともに避難所の安全性の確認・強化の実施を図ります。〔行政〕〔民間〕

【福祉避難所マニュアルの作成

0%(R1)→100%(R7)】

【指定避難所における要配慮者スペースの確保(東部モデル)

100%(R1)→継続】

【社会福祉施設との協定の締結

4 件(R1)→促進】

【宿泊施設との協定の締結【賀茂モデル】

2 件(R1)→促進】

【福祉避難所等に必要な備蓄品の備蓄率

58%(R1)→100%(R7)】

【福祉避難所の運営体制の整備

継続】

〔避難所として指定された町の公共施設の機能の充実〕

○町は、避難所としての機能の充実を図るため、施設の老朽箇所の改修、情報機能や生活関連施設等を整備します。また、避難所として区の公民館等の活用を検討します。〔行政〕

【避難所の老朽箇所等の改修)

継続】

【情報機器の整備(Wi-Fi・BS アンテナ)

100・55%(R1)→100%(R7)】

【非常用電源・スマホ充電器の確保)

30・0%(R1)→100%(R7)】

〔自主防災組織による避難所運営能力の向上〕

○自主防災組織は、避難者の安全確保のため、DIG等の訓練を推進し、防犯対策を含めた避難所運営能力の向上を図ります。町は、これら訓練の支援を実施します。〔町民〕〔行政〕

【避難所運営訓練の毎年実施

3件(R1)→11件(R7)】

【福祉避難所の運営訓練の毎年実施

1件(R1)→継続】

〔動物救護体制の整備〕

○町は、災害時におけるペットの保護のため、動物救護体制の整備、同行避難時に必要なペット用品の備蓄などの啓発を図ります。〔町民〕〔民間〕〔行政〕

【指定避難所でのペットスペースの確保

100%(R1)→継続】

【同行避難に関する啓発

1件(R1)→11件(R7)】

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

〔道の駅の防災拠点化〕

○大規模広域災害時においては、東名・新東名高速道路及び国道246号、国道138号は、受援物資、応援部隊等の重要な進出経路です。小山町は、効果的な受援体制を確立するために、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」を広域防災拠点としての整備を促進します。〔行政〕〔民間〕

【道の駅「ふじおやま」・「すばしり」の防災拠点化

0%(R1)→100%(R7)】

〔幹線道路や都市計画道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕〕

○町は、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態を防ぐため、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕の推進を図ります。また、都市計画道路再検証結果をもとに都市計画道路の整備事業を推進するとともに、高規格幹線道路等との道路ネットワークを構築し、安全で快適な生活道路の確保を図ります。〔行政〕

- ・町道整備事業、公共道路整備事業、道路構造物長寿命化事業の推進
- ・県道足柄峠線の整備促進
- ・県道バイパス（東名竹之下橋～県道沼津小山線吉久保地先間）の計画促進
- ・国道246号 視距改良及び4車線化の促進

【町道整備事業計画の総延長 L=16.5km の計画的な推進

100%(R7)】

【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186橋）の計画的な実施

100%(R1)→継続】

【長寿命化事業計画に基づく大型カーポート点検（3基）の計画的な実施

100%(R1)→継続】

【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進

0%(R1)→100%(R7)】

【舗装修繕計画の総延長 L=6.2km の計画的な推進

0%(R1)→100%(R7)】

【法面・擁壁修繕計画の総数 N=21箇所 の計画的な推進

0%(R1)→100%(R7)】

- ・プロジェクト TOUKAI-O（小山町ブロック塀等耐震改修事業）の推進
- ・街路事業（（都）大胡田用沢線整備事業）の推進

〔道路啓開体制の整備〕

○小山町は、緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携により、情報収集・共有・提供ほか、事業者との初動体制を確立するなど必要な体制整備を図ります。〔行政〕〔民間〕

【豪雪、土砂災害等気象災害時に及び地震災害災害時における初動方針の検討

継続】

【町建設業協会との連絡体制の確立

100%(R1)→継続】

〔ヘリポートの活用に関する検証〕

○緊急輸送路が途絶し、孤立地区が発生した場合において、ヘリコプターを有効に運用するため、町は、災害時に使用するヘリポートの活用について、訓練等により検証を行います。

〔行政〕

【拠点ヘリポート離発着訓練

年 0 回 (R1) → 実施促進】

【孤立地域（8 集落）におけるヘリ誘導訓練の実施(町民)

年 0 回 (R1) → 実施促進】

〔災害時応援協定を締結する事業所との連携強化〕

○町は、道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結している事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。〔行政〕〔民間〕

【民間事業者との協定締結

4 件 (R1) → 継続】

【協定事業者の地震防災応急計画の策定率

0% (R1) → 実施促進】

〔迂回路となりうる林道の整備、維持・管理〕

○幹線道路等の通行不能により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない恐れがあります。このため、町は、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を推進します。〔行政〕

【林道台帳の整備率

100% (R1) → 継続】

【林道橋の個別施設計画の策定率

0% (R1) → 100% (R7)】

3. 大規模自然災害発生直後から 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

〔町の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化〕

○町は、防災拠点庁舎の更なる耐震性の強化を図るため、役場本庁舎の建替えや耐震補強を検討するとともに、地震に備えた事務機器等の固定などの安全性確保を実施します。また、必要な機能を維持するため、非常用発電機の 72 時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行います。〔行政〕

【町の防災拠点における非常電源の整備

30% (R1) → 100% (R7)】

〔町の業務継続に必要な体制整備〕

○町は、発災直後は、外部からの応援はなく、自立して災害対応などに組み込まなければならないため、限られた人数で優先業務の対応する B C P を策定して検証を行い、業務継続に必要な体制の整備を図ります。〔行政〕

【業務継続計画（B C P）の策定

100% (R1) → 継続】

【町職員のための備蓄

58% (R1) → 100% (R7)】

〔受援体制の整備〕

○大規模災害では、町の職員のみでは被災者の救援、応急復旧及び被災者の生活再建等の業務が滞ることが予想されることから、他の市町村との災害時応援協定や県の受援計画に基づく、受援計画を策定しておくことが必要である。

【受援計画の策定

0% (R1) → 100% (R7)】

〔各種実践的訓練の実施〕

○町は、危機対策にあたる要員を対象に、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対策業務の習熟を図ります。〔行政〕

【継続】

〔幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕〕

○町は、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、各避難所等の防災拠点へのルートを確保します。〔行政〕

- ・町道整備事業、公共道路整備事業、道路構造物長寿命化事業の推進
- ・県道足柄峠線の整備促進
- ・県道バイパス（東名竹之下橋～県道沼津小山線吉久保地先間）の計画促進
- ・国道246号 視距改良及び4車線化の促進

【町道整備事業計画の総延長 L=16.5km の計画的な推進	100%(R7)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100%(R1)→継続】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルタ点検（3 基）の計画的な実施	100%(R1)→継続】
【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】
【舗装修繕計画の総延長 L=6.2km の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】
【法面・擁壁修繕計画の総数 N=21 箇所の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】

- ・街路事業（（都）大胡田用沢線整備事業）の推進

3-2 被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生

〔被災者の健康支援体制の整備〕

○町は、健康支援活動方針の決定、体制整備、県危機管理部局への支援要請、関係機関・関係職種と連携による活動を推進します。〔行政〕

【災害時健康支援マニュアルの見直し	100%(R1)→継続】
【被災者の心のケア対策の啓発	0%(R1)→100%(R7)】

〔DPAT受入れ〕

○DPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入れなど、専門的な心身の健康回復・維持を図ります。

〔災害ボランティアの円滑な受け入れ〕

○町は、避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア・コーディネーターの養成を推進し、訓練等を通じ、町災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図ります。〔行政〕〔町民〕

【災害ボランティアによる図上訓練などの研修を年1回以上	0%(R1)→100%(R7)】
【災害ボランティアに係る連絡会等への参加【担当職員】	100%(R1)→継続】
【町民から活動可能なボランティア・コーディネーターを育成	0%(R1)→100%(R7)】

〔遺体の適切な対〕

○町は、遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体措置計画の見直しや広域火葬体制の整備を図ります。〔行政〕

【遺体措置計画の随時見直し	0%(R1)→見直し実施】
【町広域火葬共同体制による防災訓練への参加	0%(R1)→100%(R7)】
【葬祭事業者との協定締結	1 件→継続】
【遺体措置に係る資器材（遺体袋）の備蓄率（目標 60 袋）	48%(R1)→100%(R7)】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

〔防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保〕

○町は、防災拠点庁舎における防災行政無線等の情報通信施設の機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行います。また、町内の防災拠点における、非常電源の整備を促進します。〔行政〕

【燃料の優先給油に関する協定】 0件(R1)→7件(R7)】
 【町の防災拠点における非常電源の整備】 30%(R1)→100%(R7)】

〔相互応援協定市町及び通信事業者との連携〕

○町は、電力又は情報システムの復旧までの間、相互応援協定市町及び通信事業者との連携により、必要な情報の収集及び代行発信が可能となる体制の整備を図ります。〔行政〕〔民間〕

【相互応援協定市町村との連絡訓練】 年0回(R1)→実施促進】
 【相互応援協定市町村との連絡体制の確保】 継続】

〔ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理や操作の習熟〕

○町は、災害時における県・関係機関等及び町災害対策本部内と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」、町の「災害情報管理システム」を導入しています。県の研修等への参加及び町の職員訓練や、関係機関と連携して防災訓練を実施することにより、システムの管理や操作の更なる習熟を図ります。〔行政〕

【職員研修参加人数】 7人(R1)→実施促進】
 【職員の訓練回数・参加延べ人数】 年4回425人(R1)→実施促進】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中継停止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〔災害情報伝達手段の多様化〕

○民間事業者は、テレビ・ラジオ放送の中継機能の強化に努め、町は、中継が停止した際にも、町民等に対して災害関連情報の提供ができるよう、災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メール、登録制メール、SNS及び衛星放送の活用を促進します。〔民間〕〔行政〕

【情報機器の整備(Wi-Fi・BSアンテナ)】 100%・55%(R1)→100%(R7)】
 【登録制メールの登録者数】 796人(R1)→1000人(R7)】
 【災害対策本と避難所との情報共有手段の研究・体制整備】 0%(R1)→100%(R7)】

〔防災行政無線(同報系)のデジタル化〕

○防災行政無線(同報系)は、各家庭における、災害発生時の重要な情報受信設備です。町は、正確な災害状況等の伝達を行うため、デジタル化を推進します。〔行政〕

【防災行政無線(同報系)のデジタル化】 0%(R1)→100%(R7)】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下

〔事業継続に必要なエネルギーの確保〕

○民間事業者等は、策定した事業継続計画(BCP)により、事業継続に必要なエネルギーを確保し、早期に経済活動が再開できる体制の整備に努めます。〔民間〕

【事業継続計画（BCP）策定の啓発	9 件（R1）→毎年 1 件以
-------------------	-----------------

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
〔事業継続計画の策定及び促進啓発〕	
○民間事業者等は、サプライチェーンが長期間にわたり中断した場合においても、企業の経済活動や生産力の維持を可能にするため、事業継続計画（BCP）の策定や見直しに努め、町はその促進啓発を図ります。〔民間〕〔行政〕	
【事業所の事業継続計画（BCP）策定	9 件（R1）→毎年 1 件以
〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における三来（みらい）拠点事業〕	
○町は、木質バイオマスと太陽光の発電施設を安定稼働し、有事の際には隣接する工業団地等へ電力供給をする仕組みを構築します。〔行政〕〔民間〕	
【安定稼働	100%（R1）→継続

5-3 食料等の安定供給の停滞	
〔食品等の販売・生産事業者及び流通事業者との連携強化〕	
○町は、食料等の安定供給を図るため、農業生産事業者、食品加工事業者、食品販売・流通業者との連携の強化を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【食品販売業者との協定数	0 社（R1）→締結促進
【食品加工業者との協定数	0 社（R1）→締結促進
【食品生産業者との協定数	0 社（R1）→締結促進
〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における三来（みらい）拠点事業〕	
○町は、ふじのくにフロンティア推進区域における農業生産事業者、食品加工事業者と防災協定を締結し、有事における食料品の供給体制の整備を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【農業生産事業者、食品加工事業者との協定締結	0 社（R1）→締結促進

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気、石油・LPガスの長期間にわたる供給の停止	
〔ライフライン機関との連携強化〕	
○町は、エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、平時からライフライン事業者等との協定の締結や連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制の強化を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【ライフライン関係事業者等との協定の締結（電気事業者・LPG・石油業者）	0 件（R1）→締結強化
【ライフライン事業者等との会議及び訓練の実施	会議 0 回・訓練 1 回（R1）→継続
〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における三来（みらい）拠点事業〕	
○分散自立的型エネルギーシステムの構築により、民間事業者が、発電施設に非常用電源用コンセントとPHV車充電器を設置するほか、指定避難所 10 カ所と役場庁舎にリチウムイオン蓄電池を無償提供することで、町は、有事の際の必要電源の確保を図ります。〔民間〕	

[行政]	
【企業進出数	6 社(R1)→26 社(R7)】
【進出企業のうち非常電源の確保率	100%(R1)→継続】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
[災害時応援協定を締結する市町及び事業所との連携強化]	
○町は、飲料水等の安定供給のため、災害時応援協定を締結する市町及び事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定を内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。[行政] [民間]	
【協定締結数	4 件(R1)→継続】
【相互応援協定市町との連絡体制の確保	継続】
[上水道施設の耐震化等]	
○町は、災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の取水施設（水源）、配水池や水道本管の耐震化を促進します。[行政]	
【配水池の耐震化率	64.5%(R1)→70%(R7)】
【水道本管の耐震化率	24.8%(R1)→31%(R7)】
【重要な水源へ自家発電設備の整備	8ヶ所(R1)→継続】

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
[下水道施設の耐震化等]	
○町は、災害時における公衆衛生問題等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図ります。また、下水道 BCP ガイドライン(2020 版)が公表されたので、「下水道 BCP」の策定・改訂を進めます。	
[行政]	
【須走浄化センターの耐震化ランク	1 a (R1)→継続】
【須走浄化センターへ自家発電設備の整備	100%(R1)→継続】
【下水道本管の耐震化率	100%(R1)→継続】
【下水道 BCP の策定・改訂	0%(R1)→策定促進】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
[幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕]	
○町は、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、避難時のルートを確認します。また、狹隘町道において緊急車両の通行が可能となるよう、幅員を確保します。[行政]	
・町道整備事業、公共道路整備事業、道路構造物長寿命化事業の推進 ・県道足柄峠線の整備促進 ・県道バイパス（東名竹之下橋～県道沼津小山線吉久保地先間）の計画促進 ・国道 2 4 6 号 視距改良及び 4 車線化の促進	
【町道整備事業計画の総延長 L=16.5km の計画的な推進	100%(R7)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100%(R1)→継続】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検（3 基）の計画的な実施	100%(R1)→継続】
【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】

【舗装修繕計画の総延長 L=6.2km の計画的な推進	0% (R1) → 100% (R7)】
【法面・擁壁修繕計画の総数 N=21 箇所の計画的な推進	0% (R1) → 100% (R7)】
〔迂回路となりうる都市計画道路や林道の整備、維持・管理〕	
○町は、都市計画道路整備を行うことにより、高規格幹線道路等との道路ネットワークを構築することで、防災上、安全で快適な生活道路の確保を図ります。また、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を推進します。〔行政〕	
・街路事業（（都）大胡田用沢線整備事業）の推進	
【林道台帳の整備率	100% (R1) → 継続】
【林道橋の個別施設計画の策定率	0% (R1) → 100% (R7)】
〔道路啓開体制の整備〕	
○町は、緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携により、情報収集・共有・提供など必要な体制整備を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【町建設業協会との連絡体制の確立	100% (R1) → 継続】
【静岡県東部地域道路啓開検討会への参加	100% (R1) → 継続 (R7)】
〔災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化〕	
○町は、道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結している事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。〔行政〕〔民間〕	
【民間事業者との協定締結	45 件 (R1) → 継続】

6-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
〔安全・安心な道路網の整備〕	
○町は、信号機のない環状交差点（ラウンドアバウト）の整備を事業計画として推進することにより、災害発生時における交差点内での事故防止を図ります。〔行政〕	
【環状交差点（ラウンドアバウト）の整備(1 箇所)	0 箇所 (R1) → 1 箇所 (R7)】
〔災害時における交通モラルの啓発〕	
○災害時は、運転手や歩行者などの交通モラルがさらに重要となります。町は、平時から交通モラルを啓発することにより、災害時における信号機の全面停止等による重大交通事故の防止を図ります。〔町民〕〔民間〕〔行政〕	
【運転者、歩行者に対する交通モラル向上に向けた啓発	継続】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
〔観光業、農業等の需要回復に向けた正確な情報発信〕	
○町は、災害発生時における消費者の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内農産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を講じます。〔行政〕〔民間〕	
【正確な情報収集と的確な情報発信	100% (R1) → 継続】

7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	
〔貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化〕	
○町は、東京電力と貯水池の監視・連絡体制の強化を図ります。また、農業用ため池が機能低下により決壊した場合には、浸水被害が拡大する恐れがあるため、機能低下したため池の整備・補強の促進を図ります。〔民間〕〔行政〕	
・農業用ため池耐震事業の推進	
【ため池の点検・診断の実施割合	100%(R1)→継続】

7-3 森林等の荒廃による被害の拡大	
〔森林の適正な整備・治山対策〕	
○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能（土砂流出防止、洪水緩和等）が損なわれる恐れがあり、山地災害の発生リスクの高まりや台風等の強風による風倒木被害が懸念されます。このため、町は、鳥獣害対策を徹底したうえで、森林経営の集積・集約化を図りつつ間伐等の森林整備を推進するとともに、総合的かつ効果的な治山対策を推進します。〔行政〕	
・有害鳥獣対策事業、森林整備事業、林道整備事業、治山事業の推進	
・民有林直轄治山事業の促進	
【山地災害を防止するための森林の間伐面積(年間)	50a/年(R1)→継続】
【山地災害の安全対策が必要な地区の治山対策の推進	継続】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
〔災害廃棄物処理計画の策定〕	
○町は、災害時に大量発生する廃棄物（下水道や浄化槽が使用できない場合のし尿を含む）の処理を円滑に行うため、早急に災害廃棄物処理基本計画を策定するとともに事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進します。〔行政〕〔民間〕	
【災害廃棄物処理初動対応方針の策定	0%(R1)→策定促進】
【災害廃棄物処理計画の策定	100%(R1)→継続】

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
〔地域における防災人材の育成・活用〕	
○地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図る必要があります。このため、町は、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取り組みを促進します。〔町民〕〔民間〕〔行政〕	
【自主防災組織編成表の作成	100%(R1)→継続】
【防災リーダー等研修の実施	100%(R1)→継続】
【町民の防災士研修補助	0件(R1)→実施促進】
〔生活安全環境の整備・指導の実施〕	
○町は、町民等と協働により、小山町生活安全のまちづくり推進協議会の活動に取組み、災害発生時等の治安悪化防止を図ります。〔町民〕〔民間〕〔行政〕	

【各地区防犯連絡協議会の事業の支援（事務局）	3 団体(R1)→促進】
【災害時防犯活動マニュアルの策定	0 件(R1)→実施促進】
〔犯罪の未然防止〕	
○町は、被災後の犯罪を未然に防止するため、防犯連絡協議会や自主防災組織、消防団等による巡回を強化します。また、防犯灯や防犯カメラなどの整備・充実を図ります。〔行政〕〔町民〕	
【防犯灯の新設数	1 基(R1)→10 基(R7)】
【防犯カメラの設置数	10 基(R1)→50 基(R7)】
【防犯パトロールにの実施	継続実施】
〔同報無線や防犯情報メールによる情報発信〕	
○町は、犯罪発生情報を迅速に発信し、町民の防犯意識の向上を図ります。〔行政〕〔町民〕	
【登録制メール登録者数	796 人(R1)→1,000 人(R7)】
【防災行政無線（同報系）のデジタル化	0%(R1)→100%(R7)】

8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
〔幹線道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕〕	
○町は、速やかな復旧・復興を実施するため、幹線道路の整備及び橋梁の長寿命化修繕の推進を図ります。〔行政〕	
・町道整備事業、公共道路整備事業、道路構造物長寿命化事業の推進 ・県道足柄峠線の整備促進 ・県道バイパス（東名竹之下橋～県道沼津小山線吉久保地先間）の計画促進 ・国道246号 視距改良及び4車線化の促進	
【町道整備事業計画の総延長 L=16.5km の計画的な推進	100%(R7)】
【長寿命化事業計画に基づく道路橋点検（186 橋）の計画的な実施	100%(R1)→継続】
【長寿命化事業計画に基づく大型カルバート点検（3 基）の計画的な実施	100%(R1)→継続】
【橋梁修繕計画の総延長 L=0.3km の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】
【舗装修繕計画の総延長 L=6.2km の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】
【法面・擁壁修繕計画の総数 N=21 箇所の計画的な推進	0%(R1)→100%(R7)】
・街路事業（（都）大胡田用沢線整備事業）の推進	

8-4 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態	
〔計画的で効率的な土地利用の推進〕	
○町は、市街化区域内の未利用地を把握し、有効活用に結び付けるとともに、民間活力による適正な土地利用を推進し、生活基盤の確保を図ります。〔行政〕〔民間〕	
・落合地区整備事業の推進	
【町営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の活用】	
○町は、個別改善が実施され長寿命化が図られた町営住宅において空き家がある場合、被災者に対し優先的に賃貸し、生活再建の促進に努めます。〔行政〕	
・公営住宅整備事業（南藤曲団地建設事業、小山町営住宅等長寿命化事業）の推進	
【長寿命化対応がされた住棟率	29%(R1)→42.7%(R7)】

〔被災者の雇用対策の実施〕

○町は、事業所の事業継続計画（BCP）の作成を促進するとともに、企業懇話会等及びハローワークなどの関係機関との連携を強化し、早期復職を図ります。〔行政〕〔民間〕

【事業継続計画の作成に向けた啓発

30% (R1) → 100% (R7)】

〔発災後の迅速な被災者生活支援〕

○町は、被災者の生活再建を支援するため、庁内の被災者生活再建支援の体制を整備します。また、被災者生活再建支援システムの導入に向けた検討・研究を進めます。

【庁内の被災者生活再建支援体制の確立

0% (R1) → 100% (R7)】

【被災者生活再建支援システムの研究及び導入

50% (R1) → 100% (R7)】

8-5 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

〔発災後の仮設住宅用地の早期確保〕

○町は、被災者の避難所生活の早期解消のため、平素からの情報共有により仮設住宅建設適地を把握し、発災後に速やかな敷地の確保を図ります。〔行政〕

【応急仮設住宅建設に係る計画の策定

100% (R1) → 継続】

【仮設住宅用地確保等の検討

継続】

【小山町応急仮設住宅整備計画・事業

継続】

〔町営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の活用〕

○町は、個別改善が実施され長寿命化が図られた町営住宅において空き家がある場合、被災者に対して優先的に賃貸し、避難生活が長期化した場合の住居の確保に努めます。〔行政〕
・公営住宅整備事業（南藤曲団地建設事業、小山町営住宅等長寿命化事業）の推進

【長寿命化対応がされた住棟率

29% (R1) → 42.7% (R7)】

9. 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

〔「小山町ふじのくにのフロンティアを拓く取組」における三来（みらい）拠点事業〕

○町は、「有事に備えた取組が平時における産業振興や地域活性化に寄与」するような工業団地等の整備を行い、有事に強い産業基盤の構築を図るとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進します。

① 再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域（湯船原地区）

② （仮称）小山PA・SICを活用した地域産業集積事業推進区域

③ 東名高速道路足柄SA周辺を広域都市交流拠点とした土地利用 事業推進区域

④ 生活と自然が調和した「富士小山わさび平地区」推進区域

⑤ 南藤曲地区「家・庭一体の住まいづくり」推進区域

⑥ 富士山の眺望を生かした駿河小山駅周辺活性化事業推進区域

⑦ 富士山に抱かれた須走周辺地区観光活性化事業推進区域

〔行政〕〔民間〕

【企業進出数

6 社 (R1) → 26 社 (R7)】

〔良質な宅地供給〕

○町は、良質な宅地を供給し、安心して生活ができるよう、宅地造成事業を推進します。

[行政]

【町による宅地分譲数

104 区画(R1)→113 区画(R7)】

[地域コミュニティの活性化の推進]

○町民がまちに愛着と誇りを持ち、将来に夢や希望が持てるよう、町は町内5地域（各小学校区）における公益的な地域活動を支援し、町民と協働で地域コミュニティの活性化を推進します。[町民][民間][行政]

・落合地区整備事業の推進

【「地域コミュニティが活発である」と回答する町民の割合

27%(R1)→50%(R7)】

9-2 将来の地域を担う人材育成と災害から地域を守る人材育成

[小山町の地域防災を担う人材育成]

○小学校・中学校における防災教育をととして、将来にわたって地域防災を担う人材を増やしす取組みに努めます。

【ふじのくにジュニア防災士養成講座受講校数

1 校(R1)→8 校(R7)】

第4章 計画の推進

1 町の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る町の他の計画等の指針となるべきものである。

本町の地域防災計画や国土利用計画等、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として行うものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、令和2年度から令和7年度までとする。その後も社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、評価の見直しを行うこととする。また、アクションプランや県国土強靱化地域計画等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

3 具体的な取組の推進

本計画に基づく具体的な取組については、「総合計画」、「地域防災計画」、「地震対策アクションプログラム」等の計画に基づき、第3章「国土強靱化のためのプログラム推進計画」に記載の各項目について計画的に推進するために、定期的に調査を実施し、進捗管理、評価等を行い必要に応じ取組の手法や目標等を見直しを行っていく。

4 プログラムの推進

(1) 行政、町民、民間による協働の推進

プログラムの推進にあたっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、町民及び民間事業所等が連携しなければ推進できない施策も多い。

このため、行政と町民及び民間事業所が協働してプログラムの推進に取り組むこととする。

※参照:「施策分野ごとの主要施策」(P61～P64)

(2) 国、県、周辺自治体及び民間事業者等との連携

国土強靱化の取組を実効性のあるものとするため、町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と民間事業者等を含め、関係者が協働して取り組むこととする。

別紙 施策分野ごとの主要施策

1 施策分野

個別施策分野を、以下のとおり町の総合計画における4つの基本目標に基づく分野ごととした。

(1)環境・都市基盤

(2)健康・福祉・危機管理

(3)教育・文化・産業

(4)広域連携・行財政運営・協働

2 施策分野ごとの施策

第3章で示した主要施策を個別施策分野ごとに、以下のとおり整理した。

(1)環境・都市基盤

分野	施策	協働主体		
		行政担当部署	町民	事業所
環境	空き家等の適正管理	都市整備課	○	○
	災害廃棄物処理計画の策定	くらし安全課		○
都市基盤	住宅の耐震化率向上	都市整備課	◎	◎
	都市公園の避難地としての防災機能強化			
	都市計画道路の整備			
	計画的で効率的な土地利用の推進			○
	町営住宅等長寿命化計画	都市整備課		
	上水道施設の耐震化等	上下水道課		
	下水道施設の耐震化等			
	応急給水体制の整備			
	幹線道路の整備・橋梁等長寿命化修繕	建設課		
	普通河川対策			
	避難路の整備			
	安全・安心な道路網の整備			
	道路啓開体制の整備			○
	幹線道路や都市計画道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕	危機管理局 建設課		
	迂回路となりうる都市計画道路や林道の整備、維持・管理	建設課 都市整備課 農林課		

(2)健康・福祉・危機管理

分野	施策	協働主体		
		行政担当部署	町民	事業所
健康	災害時医療救援体制の整備	健康増進課		○
	DMAT などの受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制の整備			○
	防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発			
	被災者の健康支援体制の整備			
福祉	避難行動要支援者避難支援プランの整備	危機管理局 住民福祉課 社会福祉協議会	○	
	福祉避難所指定及び施設の充実			○
	災害ボランティアの円滑な受け入れ		○	
危機管理	災害時における交通モラルの啓発	くらし安全課	○	○
	生活安全環境の整備・指導の実施		○	○
	同報無線や防犯情報メールによる情報発信	危機管理局 くらし安全課		
	遺体の適切な対応			
	町の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化			
	防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保			○
	犯罪の未然防止	危機管理局 くらし安全課 小山消防署	○	
	避難所の安全確保	危機管理局 生涯学習課 都市整備課 住民福祉課	○	○
	災害に強いまちづくり(急傾斜地崩壊防止対策)	建設課		
	道路啓開体制の整備	危機管理局 建設課		
	家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策	危機管理局	◎	◎
	避難行動要支援者の避難訓練の実施		○	○
	町内在住外国人対策の実施		○	○
	情報伝達体制の整備			○
	防災訓練の実施、避難計画の検証と住民への周知		○	○
	地域防災計画の整備・更新		○	
	自主防災組織による地区防災計画作成の促進		○	
	土砂災害に対する防災訓練の実施		○	
	災害情報伝達手段の多様化、高度化			
	防災意識の向上		○	○
	地域防災訓練の充実・強化		○	○
	食料・飲料水等の備蓄促進		○	○

分野	施策	協働主体		
		行政担当部署	町民	事業所
	救援物資受け入れ体制の整備	危機管理局		○
	孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施		○	
	自衛隊、警察、消防等との連携強化			
	地域防災力の充実・強化		○	○
	事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者対応のための協定締結			○
	道の駅の防災拠点化			○
	動物愛護体制の整備		○	○
	自主防災組織による避難所運営能力の向上		○	
	ヘリポートの活用に関する検証			○
	災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化			○
	各種実践的訓練の実施			○
	相互応援協定市町及び通信事業者との連携			○
	ふじのくに防災情報共有システム等の適切な管理、システム研修の実施			
	災害情報伝達手段の多様化			○
	事業所等の事業継続計画（BCP）作成の促進			○
	ライフライン機関との連携強化			○
	地域における防災人材の育成・活用		○	
	発災後の仮設住宅用地の早期確保	危機管理局 都市整備課		○
	町の業務継続に必要な体制整備	危機管理局 各課		
	災害時応援協定を締結する市町及び事業所等との連携強化	危機管理局 関係各課		○
	貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化	農林課		○
	地域消防力の確保	小山消防署	◎	○
	消防施設・設備の整備			
	事業所の防災意識の向上、防災教育の充実			○
	事業所等の地震対策強化			○
	消防団員の能力向上		○	
	消防救急無線の高度化			

(3) 教育・文化・産業

分野	施策	協働主体		
		行政担当部署	町民	事業所
教育	公立学校の校（園）舎等の耐震化	こども育成課		
	避難所として指定された町の公共施設の機能の充実	こども育成課		
	将来の地域を担う人材育成と災害から地域を守る人材育成	生涯学習課 危機管理局		
産業	活気ある工業の振興 （小山町「ふじのくにフロンティア」を拓く取組における三来（みらい）拠点事業）	フロンティア推進課		○
	森林の適正な整備	農林課		
	治山対策			
	農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策			
	迂回路となりうる都市計画道路や林道の整備、維持・管理	農林課 都市整備課		
	観光業、農業等の需要回復に向けた正確な情報発信	農林課 商工観光課		○
	食品等の販売・生産事業者及び流通事業者との連携強化			○
	貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化	農林課		○
	被災者の雇用対策の実施	商工観光課		○
	富士山須走口五合目の再整備			
	事業所等の事業継続の促進啓発			○

(4) 広域連携・行財政運営・協働

分野	施策	担当部署		
		行政担当部署	町民	事業所
広域連携	ふじのくに防災情報共有システムの適正な管理、システム研修の実施	危機管理局		
	災害時応援協定を締結する市町及び事業所等との連携強化	危機管理局 関係各課		
行財政運営	町の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化	危機管理局 総務課		
	防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保			
	町の業務継続に必要な体制整備（ＢＣＭ ¹ ）	危機管理局 各課		
	避難所として指定された町の公共施設の機能の充実	各所管課		
	町有公共建設物（公立学校の校（園）舎・体育館等を除く）の耐震化	各所管課		
	防災行政無線（同報系）のデジタル化	危機管理局		
	災害時における交通モラルの啓発	くらし安全課		
協働	災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化	危機管理局 関係各課		

ＢＣＭ¹：ＢＣＰ（業務継続計画）を実施運用するためのマネジメント Business Continuty Management のことである。計画（ＢＣＰ）を策定する以上にその実践と進行管理が重要であることを含意している。